

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成29年9月8日
【発行者名】	大和住銀投信投資顧問株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 後藤 正明
【本店の所在の場所】	東京都千代田区霞が関三丁目2番1号
【事務連絡者氏名】	植松 克彦
【電話番号】	03-6205-0200
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	大和住銀／コロンビア米国株リバーサル戦略ファンド Aコース（ダイワ投資一任専用） 大和住銀／コロンビア米国株リバーサル戦略ファンド Bコース（ダイワ投資一任専用）
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券の金額】	各々につき、1兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当ありません。

## 第一部【証券情報】

### (1)【ファンドの名称】

大和住銀／コロンビア米国株リバーサル戦略ファンド Aコース（ダイワ投資一任専用）  
大和住銀／コロンビア米国株リバーサル戦略ファンド Bコース（ダイワ投資一任専用）

以下、上記ファンドを総称して、またはそれぞれを「当ファンド」または「ファンド」といいます。  
また、必要に応じて大和住銀／コロンビア米国株リバーサル戦略ファンド Aコース（ダイワ投資一任専用）を「Aコース」、大和住銀／コロンビア米国株リバーサル戦略ファンド Bコース（ダイワ投資一任専用）を「Bコース」といいます。

### (2)【内国投資信託受益証券の形態等】

当ファンドは、追加型証券投資信託（契約型）の受益権です。

当ファンドについて、委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社である大和住銀投信投資顧問株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

### (3)【発行（売出）価額の総額】

各々につき、1兆円を上限とします。

なお、上記金額には申込手数料および申込手数料にかかる消費税および地方消費税（以下、「消費税等」といいます。）は含まれていません。

### (4)【発行（売出）価格】

取得申込受付日<sup>(注1)</sup>の翌営業日の基準価額<sup>(注2)</sup>とします（なお、申込手数料および申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれていません。）。

(注1) ニューヨーク証券取引所、ニューヨークの銀行またはダブリンの銀行の休業日と同日の場合には、取得のお申込みを受付けないものとします。

(注2) 基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

ファンドの基準価額については、お申込みの各販売会社または下記の照会先までお問い合わせください。

大和住銀投信投資顧問株式会社

<インターネットホームページ> <http://www.daiwasbi.co.jp/>

<お電話によるお問い合わせ先> 受付窓口：（電話番号）0120-286104

受付時間：午前9時から午後5時まで（土、日、祝日除く。）

### (5)【申込手数料】

申込手数料は、申込価額（発行価格）に販売会社が別に定める率を乗じて得た額とします。なお、申込手数料を徴収している販売会社はありません。

申込手数料には、消費税等相当額がかかります。

分配金再投資コースにおいて収益分配金を再投資する場合は、手数料はかかりません。

申込手数料は、販売会社による商品・投資環境の説明および情報提供、ならびに販売の事務等の対価です。

(6)【申込単位】

販売会社によって異なります。ファンドの申込単位については、お申込みの各販売会社までお問い合わせください。

(7)【申込期間】

平成29年9月9日から平成30年9月7日までです。

(申込期間は、上記期間終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。)

(8)【申込取扱場所】

ファンドの申込取扱場所(販売会社)については、下記までお問い合わせください。

大和住銀投信投資顧問株式会社

<インターネットホームページ> <http://www.daiwasbi.co.jp/>

<お電話によるお問い合わせ先> 受付窓口：(電話番号) 0120-286104

受付時間：午前9時から午後5時まで(土、日、祝日除く。)

(9)【払込期日】

申込代金については、販売会社の定める期日までにお支払いください(詳細はお申込みの販売会社までお問い合わせください。)

申込期間中に、投資家から申込まれた振替受益権に係る取得申込みの発行価額の総額は、追加信託を行う日に、販売会社によって委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座(受託会社が再信託している場合は、当該再信託受託会社の指定するファンド口座)に払込まれます。

(10)【払込取扱場所】

申込代金は、お申込みの販売会社にお支払いください。

(11)【振替機関に関する事項】

振替機関は、株式会社証券保管振替機構です。

(12)【その他】

振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

(参考)

投資信託振替制度とは、

ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。

・ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿(「振替口座簿」といいます。)への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

日本以外の地域における発行  
ありません。

## 第二部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

##### (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

###### ファンドの目的

当ファンドは外国投資信託証券への投資を通じて、米国株式へ投資することで、信託財産の中長期的な成長を目指します。

###### ファンドの基本的性格

当ファンドにおける一般社団法人投資信託協会による商品分類・属性区分は以下の通りです。

###### <商品分類表>

大和住銀 / コロンビア米国株リバーサル戦略ファンド Aコース (ダイワ投資一任専用)

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型	国内	株式
	海外	債券
追加型	内外	不動産投信
		その他資産 ( )
		資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

###### 商品分類表の各項目の定義について

追加型投信...一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

海外...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

株式...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

上記以外の各区分の定義の詳細については、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<http://www.toushin.or.jp/>) をご参照ください。

###### <属性区分表>

大和住銀 / コロンビア米国株リバーサル戦略ファンド Aコース (ダイワ投資一任専用)

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
--------	------	--------	------	-------

株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル		
	年2回	日本		
	年4回	北米		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ( )	年6回 (隔月)	欧州	ファミリーファン ド	あり (フルヘッジ)
	年12回 (毎月)	アジア		
	日々	オセアニア		
不動産投信	日々	中南米		なし
その他資産 (投資信託証券 (株式 一般))	その他 ( )	アフリカ	ファンド・オ ブ・ファンズ	
		中近東 (中東)		
資産複合 ( ) 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング		

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

属性区分表に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

属性区分表の各項目の定義について

その他資産（投資信託証券（株式 一般））

...目論見書又は投資信託約款において、投資信託証券を通じて実質的に株式（一般）に主として投資する旨の記載があるものをいいます。株式（一般）とは、属性区分において大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいいます。

年1回...目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。

北米...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

ファンド・オブ・ファンズ...一般社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。

為替ヘッジあり...目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。

上記以外の各区分の定義の詳細については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご参照ください。

#### < 商品分類表 >

大和住銀 / コロンビア米国株リバーサル戦略ファンド Bコース（ダイワ投資一任専用）

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
---------	--------	-------------------

単位型	国内	株 式
	海外	債 券
追加型	内外	不動産投信
		その他資産 ( )
		資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

商品分類表の各項目の定義について

追加型投信...一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

海外...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

株式...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

上記以外の各区分の定義の詳細については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご参照ください。

<属性区分表>

大和住銀 / コロンビア米国株リバーサル戦略ファンド Bコース（ダイワ投資一任専用）

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
--------	------	--------	------	-------

株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル		
	年2回	日本		
	年4回	北米		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ( )	年6回 (隔月)	欧州	ファミリーファン ド	あり ( )
	年12回 (毎月)	アジア		
	日々	オセアニア		
不動産投信	日々	中南米		
その他資産 (投資信託証券 (株式 一般))	その他 ( )	アフリカ	ファンド・オ ブ・ファンズ	なし
		中近東 (中東)		
資産複合 ( ) 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング		

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

属性区分表に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

属性区分表の各項目の定義について

その他資産（投資信託証券（株式 一般））

...目論見書又は投資信託約款において、投資信託証券を通じて実質的に株式（一般）に主として投資する旨の記載があるものをいいます。株式（一般）とは、属性区分において大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいいます。

年1回...目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。

北米...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

ファンド・オブ・ファンズ...一般社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。

為替ヘッジなし...目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

上記以外の各区分の定義の詳細については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご参照ください。

## ファンドの特色

# 1 当ファンドは、投資者と販売会社が締結する投資一任契約に基づいて、資産を管理する口座の資金を運用するためのファンドです。

- 当ファンドの購入の申込みを行う投資者は、販売会社と投資一任契約の資産を管理する口座に関する契約および投資一任契約を締結する必要があります。

# 2 米国株式を実質的な投資対象とし、コロンビア社の米国株リバーサル戦略により信託財産の中長期的な成長を目指します。

- ケイマン籍の円建て外国投資信託証券「コロンビア・USコントラリアン・ファンド」と国内籍の親投資信託「マネー・マネジメント・マザーファンド」に投資するファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。
- 「コロンビア・USコントラリアン・ファンド」における株式の銘柄選択にあたっては、個別企業のファンダメンタルズを勘案したリバーサル(逆張り)戦略により行います。外国投資信託証券における株式の運用は、コロンビア・マネジメント・インベストメント・アドバイザーズ・エルエルシーが行います。  
※当ファンドの米国株リバーサル戦略は、ファンダメンタルズ分析および株価水準を考慮した逆張り投資により収益の獲得を目指す戦略です。
- 「コロンビア・USコントラリアン・ファンド」への投資比率は、原則として高位を保ちます。
- 「マネー・マネジメント・マザーファンド」は、国内籍の親投資信託で、円建ての公社債および短期金融商品等を主要投資対象とし安定した収益の確保を図ることを目的として、大和住銀投信投資顧問が運用を行います。

## 外国投資信託証券における運用プロセスについて



※運用プロセスは、将来変更になる場合があります。

※資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。



### 3 実質組入外貨建資産について、対円で為替ヘッジを行う「Aコース」と、為替ヘッジを行わない「Bコース」があります。

- Aコース…原則として対円で為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を目指します。
- Bコース…原則として対円で為替ヘッジを行わないため、為替変動による影響を受けます。



※投資対象のクラスは将来変更になる場合があります。

### 4 毎年6月15日(休業日の場合翌営業日)に決算を行い、収益分配方針に基づいて収益の分配を行います。

#### 〈分配方針〉

- ① 分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当収益および売買益(評価損益を含みます。)等の範囲内とします。
- ② 収益分配金は、基準価額水準、市況動向等を勘案して、委託会社が決定します。ただし、分配対象額が少額な場合等には分配を行わないことがあります。
- ③ 将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

※資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

#### 信託金の限度額

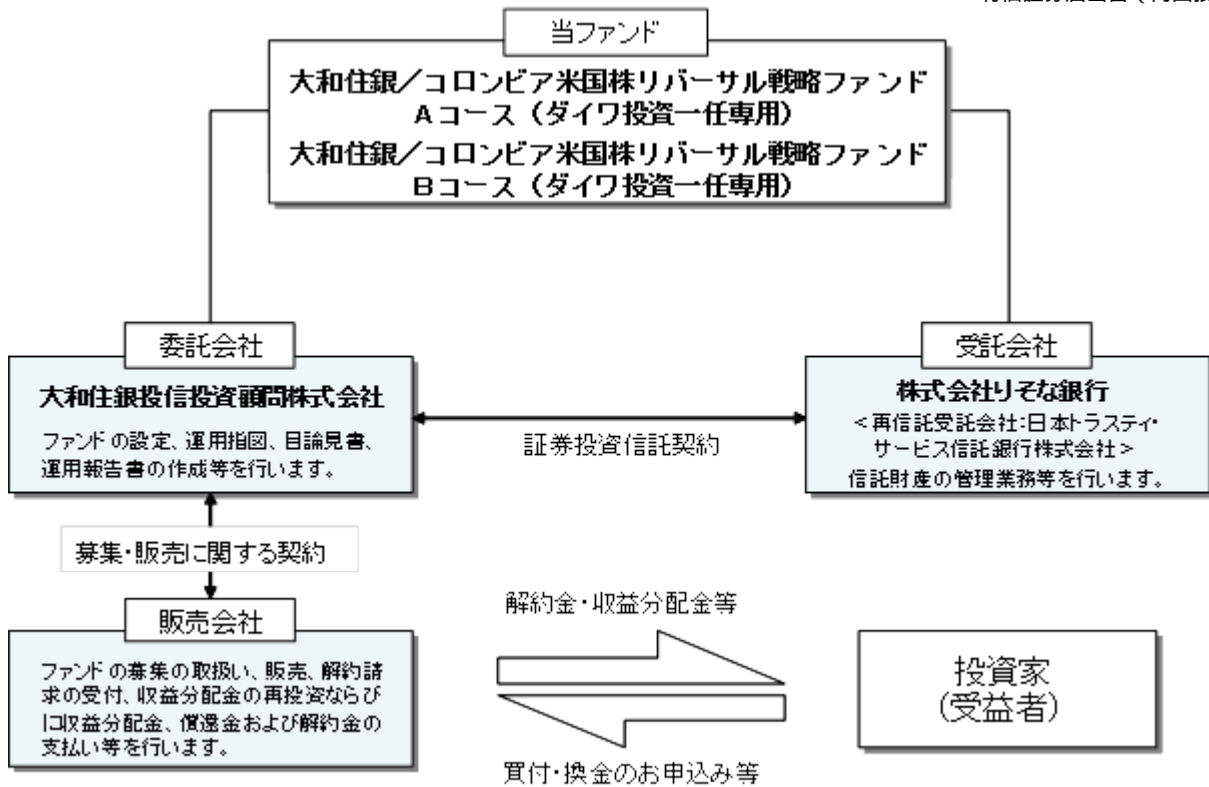
信託金の限度額は、各々につき1,000億円とします。委託会社は、受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

#### (2)【ファンドの沿革】

平成28年9月26日 信託契約締結

平成28年9月26日 当ファンドの設定・運用開始

#### (3)【ファンドの仕組み】



## 委託会社等が関係法人と締結している契約等の概要

関係法人	契約等の概要
受託会社	ファンドの運用方針、投資制限、信託報酬の総額、ファンドの基準価額の算出方法、ファンドの設定・解約等のファンドの運営上必要な事項が規定されている信託契約を締結しています。
販売会社	販売会社に委託するファンドの募集・販売に係る業務の内容、解約に係る事務の内容、およびこれらに関する手続き等について規定した契約を締結しています。

## 委託会社等の概況（平成29年6月末現在）

- ・ 資本金の額 20億円
- ・ 会社の沿革
  - 昭和48年6月1日 大和投資顧問株式会社設立
  - 平成11年2月18日 証券投資信託委託業の認可取得
  - 平成11年4月1日 住銀投資顧問株式会社及びエス・ビー・アイ・エム投信株式会社と合併し、大和住銀投信投資顧問株式会社へ商号を変更

## ・大株主の状況

名称	住所	所有株式数 (株)	比率 (%)
株式会社大和証券グループ本社	東京都千代田区丸の内1-9-1 グラントウキョウ ノースタワー	1,692,500	44.0
株式会社三井住友フィナンシャルグループ	東京都千代田区丸の内1-1-2	1,692,500	44.0
ティー・アール・ピー・ エイチ・コーポレーション	アメリカ合衆国21202,メリーランド 州ボルチモア イースト プラット ストリート100	385,000	10.0

## 2【投資方針】

## (1)【投資方針】

主に別に定める投資信託証券を主要投資対象とします。なお、親投資信託であるマネー・マネジメント・マザーファンドへも投資を行います。

「別に定める投資信託証券」とは、以下の各々の場合について、次の投資信託および投資法人（外国のものも含む）の受益証券または投資証券（振替受益権または振替投資口を含む）をいいます。

Aコース	ケイマン籍円建て外国投資信託受益証券 Columbia US Contrarian Fund Hedged Class
Bコース	ケイマン籍円建て外国投資信託受益証券 Columbia US Contrarian Fund Unhedged Class

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

## (2)【投資対象】

## 投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
  - 有価証券
  - 金銭債権
  - 約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）
- 次に掲げる特定資産以外の資産
  - 為替手形

## 運用の指図範囲

委託会社は、信託金を、主として信託約款に定める投資信託証券および大和住銀投信投資顧問株式会社を委託会社とし、株式会社りそな銀行を受託会社として締結された親投資信託「マネー・マネジメント・マザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）に投資するほか、次に掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
- 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの
- 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）
- 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
- 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）

なお、3の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができます。また、4および5の証券を以下「投資信託証券」といいます。

#### その他の金融商品の運用の指図

委託会社は、信託金を、前記の有価証券の他、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

#### 当ファンドが投資対象とする投資信託証券の概要

当ファンドが投資対象とする投資信託証券の概要は以下の通りです。

投資信託証券の概要は、平成29年6月末現在で委託会社が知り得る情報を基に作成しています。

#### <コロンビア・USコントラリアン・ファンドの概要>

ファンド名	コロンビア・USコントラリアン・ファンド ヘッジド・クラス/アンヘッジド・クラス Columbia US Contrarian Fund Hedged Class /Unhedged Class
基本的性格	ケイマン籍/外国投資信託受益証券/円建て
運用目的	主に米国の金融商品取引所に上場する株式等に投資することで、中長期的な信託財産の成長を目指します（不動産投資信託証券やETF等に投資する場合があります。）。
主要投資対象	米国の株式等を主要投資対象とします。
投資方針	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 主として米国の株式等に投資することで、中長期的な信託財産の成長を目指します。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・株式等の投資にあたっては、厳格なファンダメンタルズ分析および株価水準を考慮した逆張り戦略により、安定した超過収益の獲得を目指します。</li> <li>・株式等の運用は、コロンビア・マネジメント・インベストメント・アドバイザーズ・エルエルシーが行います。</li> </ul> </li> <li>2. ヘッジド・クラスでは、原則として組入資産に対して対円で為替ヘッジを行います。アンヘッジド・クラスでは、原則として為替ヘッジは行いません。</li> <li>3. 資金動向、市況動向等によっては、上記の運用ができない場合があります。</li> </ol>
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>・株式等への投資割合には、制限を設けません。</li> <li>・同一銘柄の株式等への投資割合は、原則として信託財産の純資産総額の10%以内とします。</li> <li>・デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。</li> </ul>
申込手数料	ありません。
管理報酬 その他費用	<p>管理報酬等：年0.47%</p> <p>上記の他、信託財産にかかる租税、組入有価証券の売買時にかかる費用、受託会社の費用、管理事務費用、名義書換事務代行費用、組入有価証券等の保管に関する費用、設立費用、弁護士費用、財務諸表の監査にかかる費用や信託財産の事務に関する費用等はファンドの信託財産から負担されます。</p> <p>上記の報酬等は将来変更される場合があります。</p>

主な関係法人	管理会社：ランタン・ストラクチャード・アセット・マネジメント・リミテッド 投資顧問会社：コロンビア・マネジメント・インベストメント・アドバイザーズ・エルエルシー
--------	---

上記の内容は、今後変更になる場合があります。

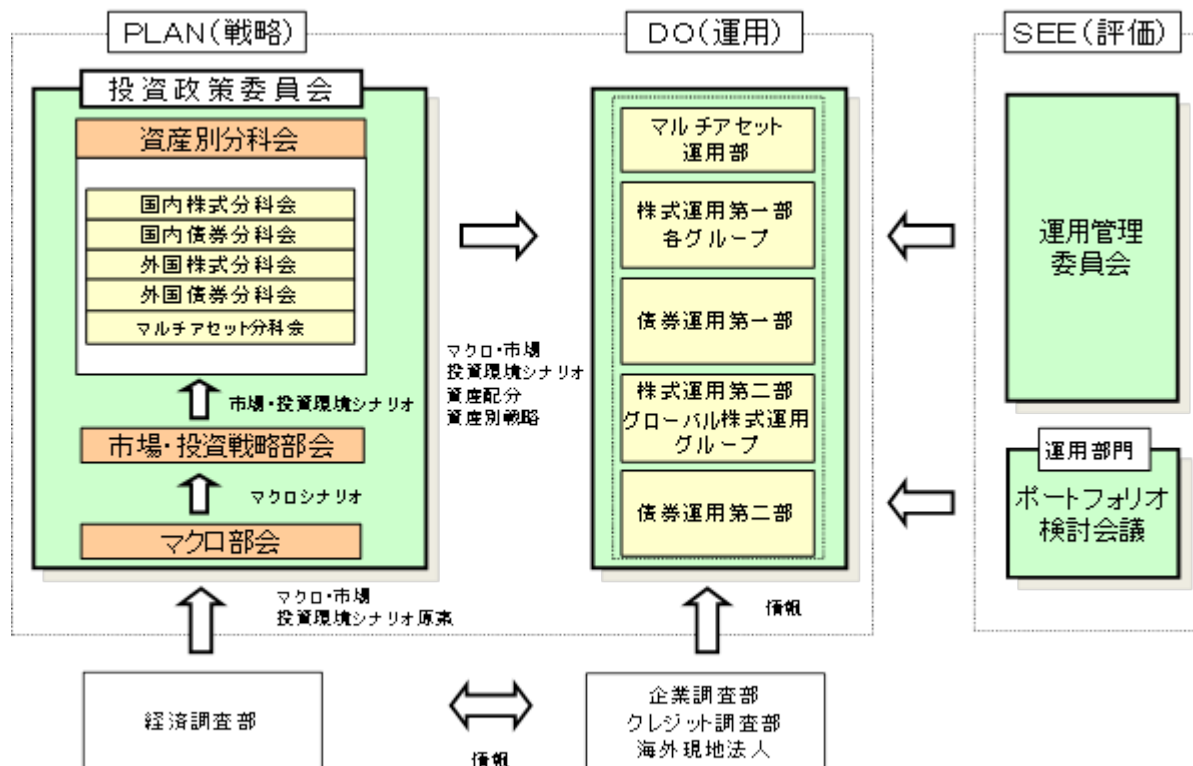
<p>&lt;コロンビア・マネジメント・インベストメント・アドバイザーズ・エルエルシーの概要&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・コロンビア・マネジメント・インベストメント・アドバイザーズ・エルエルシーは、1894年の創立から100年以上の歴史を有するフィナンシャル・プランニングで米国最大であるアメリプライズ・ファイナンシャル社傘下の資産運用グループ、コロンビア・スレッドニードル・インベストメントの米国の運用会社です。同社は、ボストンをはじめ米国各地に運用拠点を有し、米国株式や米国債券の運用に強みを持つ、米国を代表する資産運用会社の一つです。</li> <li>・同資産運用グループ、コロンビア・スレッドニードル・インベストメントは、米国および欧州、アジアに運用拠点を有し、独自の運用商品管理プロセスを通じて投資家に安定した超過収益を提供できるよう運用商品の品質管理に注力し、世界中のお客様に運用商品を提供しています。</li> </ul>
---

<マネー・マネジメント・マザーファンドの概要>

ファンド名	マネー・マネジメント・マザーファンド
投資信託委託会社	大和住銀投信投資顧問株式会社
受託会社 (再信託受託会社)	株式会社りそな銀行 (日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)
基本的性格	親投資信託
運用基本方針	安定した収益の確保を図ることを目的として運用を行います。
ベンチマーク	-
主要投資対象	本邦通貨建て公社債および短期金融商品等を主要投資対象とします。
投資態度	本邦通貨建て公社債および短期金融商品等に投資を行い、利息等収入の確保を図ります。 資金動向、市況動向によっては上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	株式への投資は行いません。 外貨建資産への投資は行いません。 デリバティブ取引（有価証券先物取引等、スワップ取引、金利先渡取引をいいます。）の利用はヘッジ目的に限定しません。
設定日	平成25年6月3日
信託期間	無期限
信託報酬	ありません。
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他費用等	ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等を信託財産から支弁します（その他費用については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を記載することができません。）。
決算日	毎年7月25日（休業日の場合翌営業日）
ベンチマークについて	-

その他

## (3) 【運用体制】



\* 当ファンドの運用体制に係る運用部門の人員数は、平成29年6月末現在で約100名です。

\* 運用体制および人員数は、今後変更になる場合があります。

\* 運用リスク管理体制についての詳細は、後述の「3 投資リスク<リスクの管理体制>」に記載しております。

\* 当社では、社内業務規程等でファンドの運用におけるファンドマネージャーの権限および責任、また信託財産の適正な運用とリスク管理を行うことを目的として運用に関する基本的事項を定めております。

## (4) 【分配方針】

毎決算時（毎年6月15日。ただし、休業日の場合は翌営業日）に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

イ．分配対象額の範囲は、経費控除後の利息・配当収益および売買益（評価損益を含みます。）等の範囲内とします。

ロ．収益分配金額は、基準価額水準、市況動向等を勘案して、委託会社が決定します。ただし、分配対象額が少額な場合等には分配を行わないことがあります。

ハ．留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

イ．配当金、利息およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。

ロ．売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下、「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、そ

の全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、分配準備積立金として積立てることができます。

八．毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

収益分配金の支払いは、次の方法により行います。

イ．収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

収益分配金の支払いは、原則として決算日から起算して5営業日までに開始します。

ロ．前項の規定にかかわらず、販売会社との間で締結した累積投資約款に基づく契約により収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社へ交付されます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行います。当該売付により増加した受益権は、信託約款の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、信託約款に定める各計算期間終了日（決算日）の基準価額とします。

八．上記イ．に規定する収益分配金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

#### (5)【投資制限】

当ファンドは、委託会社による当ファンドの運用に関して以下のような一定の制限および限度を定めています。

信託約款に定める投資制限

イ．主な投資制限

(イ)投資信託証券、短期社債等およびコマーシャル・ペーパー以外の有価証券への直接投資は行いません。

(ロ)投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

(ハ)外貨建資産への直接投資は行いません。

ロ．公社債の借入れの指図

(イ)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認められたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

(ロ)前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

(ハ)信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

(ニ)(イ)の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁するものとします。

八．信用リスク集中回避のための投資制限

(イ)同一銘柄の投資信託証券への投資割合には、原則として制限を設けません。ただし、委託会社は、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、信託財産に属する当該同一銘柄の投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

(ロ)一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。



## 二．資金の借入れ

- (イ)委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当を目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- (ロ)一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却または解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%の範囲内とします。
- (ハ)収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- (ニ)借入金の利息は信託財産中より支弁します。

## ホ．受託会社による資金の立替え

- (イ)信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託会社の申し出があるときは、受託会社は資金の立替えをすることができます。
- (ロ)信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託会社がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
- (ハ)上記(イ)および(ロ)の立替金の決済および利息については、受託会社と委託会社との協議によりそのつど別にこれを定めます。

## 法令による投資制限

### デリバティブ取引等に係る投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令）

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産総額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引等（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

## 3【投資リスク】

### <当ファンドの有するリスク>

当ファンドは、投資信託証券を通じて実質的に株式など値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。また、外貨建資産は、為替の変動による影響も受けます。したがって、投資家の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドの投資目的は確実に達成されるものではなく、元本および元本からの収益を確保する保証はありません。

投資家の皆様におかれましては、当ファンドの内容とリスクを十分ご理解のうえお申込みくださいますよう、よろしくお願いいたします。



## < 基準価額の変動要因 >

基準価額を変動させる要因として主に以下のリスクがあります。ただし、以下の説明はすべてのリスクを表したものではありません。

### (1) 価格変動リスク

当ファンドは、投資信託証券を通じて、実質的に株式等の値動きのある有価証券等に投資します。実質的な投資対象である有価証券等の価格が下落した場合には、ファンドの基準価額も下落するおそれがあります。

### (2) 株価変動に伴うリスク

株価は、発行企業の業績や市場での需給等の影響を受け変動します。また、発行企業の信用状況にも影響されます。これらの要因により、株価が下落した場合、ファンドの基準価額も下落するおそれがあります。

### (3) 為替リスク

#### < Aコース >

当ファンドは、主要投資対象とする外国投資信託証券を通じて投資する外貨建資産について、対円での為替ヘッジを行い、為替リスクを低減することに努めます。ただし、対円で完全に為替ヘッジすることはできないため、組入資産にかかる通貨の為替変動の影響を受ける場合があります。また、円金利が当該組入資産にかかる通貨の金利より低い場合、その金利差相当分のヘッジコストがかかることにご留意ください。

#### < Bコース >

当ファンドは、主要投資対象とする外国投資信託証券を通じて外貨建資産に投資するため、為替変動のリスクが生じます。また、当ファンドは原則として為替ヘッジを行いませんので、為替変動の影響を直接受けます。したがって、円高局面では、その資産価値が大きく減少する可能性があり、この場合、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。

### (4) 流動性リスク

実質的な投資対象となる有価証券等の需給、市場に対する相場見通し、経済・金融情勢等の変化や、当該有価証券等が売買される市場の規模や厚み、市場参加者の差異等は、当該有価証券等の流動性に大きく影響します。当該有価証券等の流動性が低下した場合、売買が実行できなくなったり、不利な条件での売買を強いられることとなったり、デリバティブ等の決済の場合に反対売買が困難になったりする可能性があります。その結果、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。

### (5) 信用リスク

株式の発行企業の財務状況等が悪化し、当該企業が経営不安や倒産等に陥ったときには、当該企業の株価は大きく下落し、投資資金が回収できなくなることもあります。この場合、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。

### (6) カントリーリスク

投資対象となる国と地域によっては、政治・経済情勢が不安定になったり、証券取引・外国為替取引等に関する規制が変更されたりする場合があります。さらに、外国政府が資産の没収、国有化、差押えなどを行う可能性もあります。これらの場合、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。

## < その他の留意点 >

### (1) 収益分配金に関する留意事項

分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

#### (2) 外国投資信託証券への投資について

当ファンドが主要投資対象とする外国投資信託証券で、当ファンドや当該外国投資信託証券を投資対象とする他のファンドで追加設定・解約等に伴う資金移動が発生し、当該外国投資信託証券において売買が生じた場合等には、当ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。また、外国投資信託証券から米国の株式等に投資する場合、わが国の投資信託証券から投資を行う場合に比べて税制が不利になる場合があります。

#### (3) 繰上償還について

当ファンドが主要投資対象とする投資信託証券が存続しないこととなる場合には、繰上償還されません。

また、各々につき信託財産の受益権の残存口数が30億口を下回ることとなった場合、および当ファンドの目的に合った運用を継続することができない事態となった場合等には、繰上償還されることがあります。

#### (4) 換金請求の受付に関する留意点

取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、当ファンドが主要投資対象とする投資信託証券の取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、ご換金の受付を中止することおよびすでに受付けたご換金の受付を取消すことがあります。また、信託財産の資金管理等を円滑に行うため、大口の換金請求には制限を設ける場合があります。

金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じです。

#### (5) クーリング・オフについて

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

#### (6) 法令・税制・会計等の変更可能性について

法令・税制・会計等は、変更される可能性があります。

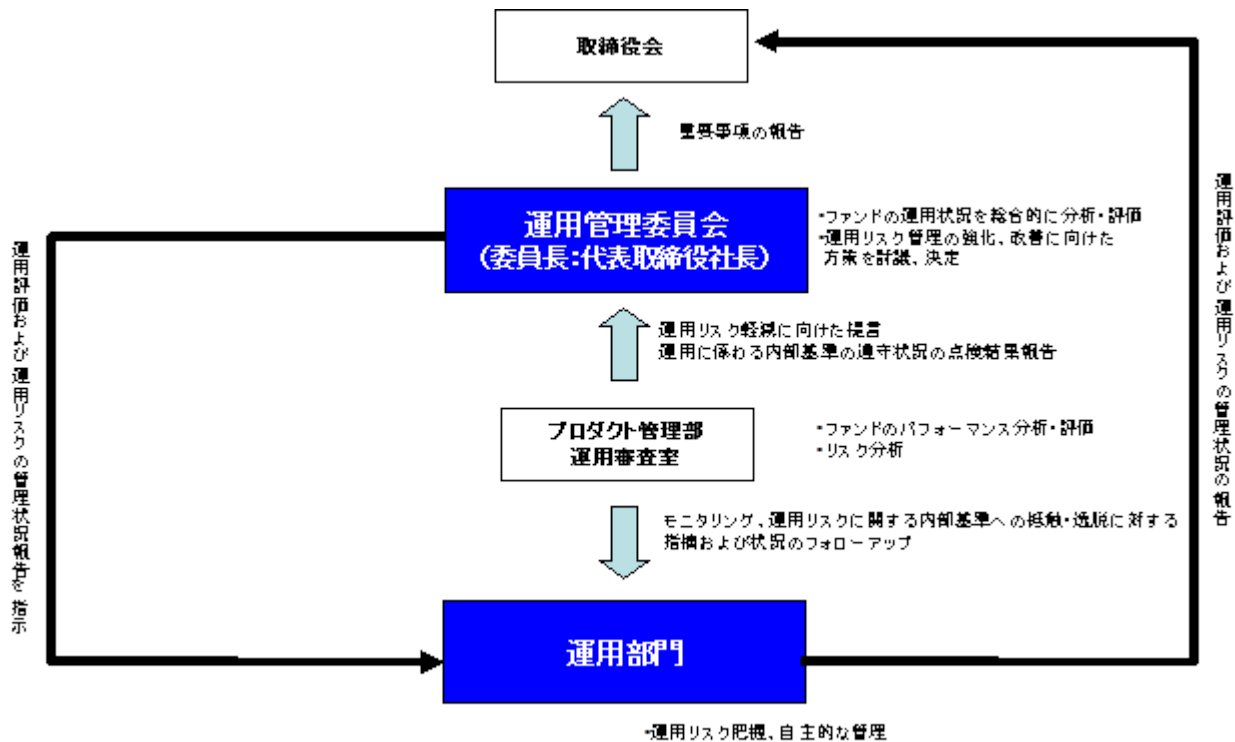
#### < リスクの管理体制 >

委託会社のファンドの運用におけるリスク管理については、運用部門から独立した組織体制で行っております。

名称および人員数	内容
運用管理委員会 (20名程度)	ファンドの運用状況を総合的に分析・評価するとともに、運用リスク管理の強化・改善に向けた方策を討議・決定します。
リスク管理委員会 (14名程度)	運用リスクを除く経営リスクを適時、的確に把握し、適切な具体的措置を講じ、リスクの軽減・管理に努めます。
監査部 (4名程度)	取締役会直轄として、各部室の業務が適正な内部管理態勢のもと、法令等に従って行われているかを点検します。
コンプライアンス・オフィサー (1名)	コンプライアンスの観点から各部室の指導・監督を行うと同時に、法令等の遵守体制の維持・強化に向けた役職員の啓蒙・教化に努めます。
法務コンプライアンス部 (5名程度)	社内規則の制定・改廃の点検を行うほか、インサイダー情報の管理や広報内容のチェック等、法令違反等を未然に防止するために日常的な活動を行います。

プロダクト管理部 (14名程度)	約定内容と取引報告書を照合する等、発注業務の監視および約定価格の妥当性を点検します。
運用審査室 (7名程度)	ファンドのパフォーマンス分析・評価並びにリスク分析を行い、運用部門に開示するとともに、運用管理委員会を通じて、運用リスクの軽減に向けた提言を行います。
トレーディング部 (16名程度)	有価証券の売買発注は、トレーディング部が最良執行の観点を踏まえて行います。

運用リスクの管理は、以下の体制で行います。

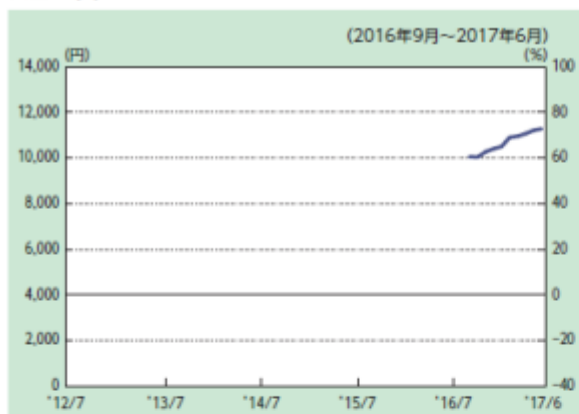


\* リスクの管理体制は、今後変更になる場合があります。

< 参考情報 >

## ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

## Aコース



## Bコース

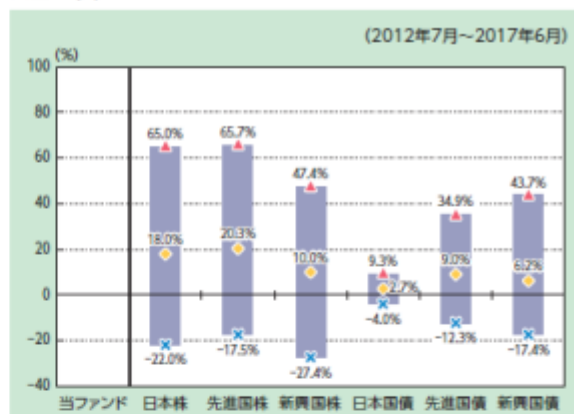


■ 年間騰落率（右目盛） ■ 分配金再投資基準価額（左目盛）

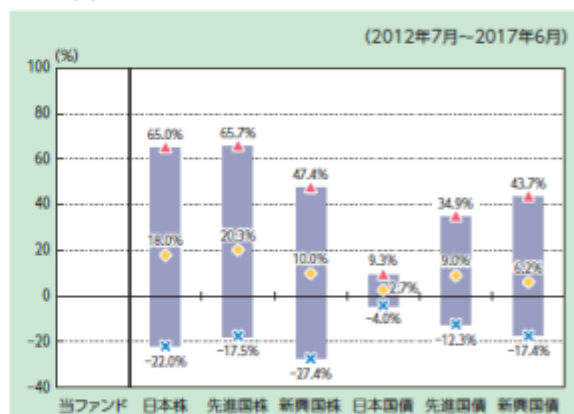
※当ファンドは設定から1年が経過していないため、年間騰落率を表示できません。  
※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとして計算しているため、実際の基準価額とは異なる場合があります。

## 当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

## Aコース



## Bコース



◆ 平均値 ▲ 最大値 × 最小値

※上記グラフは、上記期間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を表示したものであり、当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成しています。全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。  
※ただし、当ファンドは設定から1年が経過していないため年間騰落率を表示できません。

## 各資産クラスの指数について

資産クラス	指数名	権利者
日本株	TOPIX(配当込み)	株式会社東京証券取引所
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円ベース)	MSCI Inc.
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)	MSCI Inc.
日本国債	NOMURA-BPI国債	野村證券株式会社
先進国債	シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)	Citigroup Index LLC
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバルダイバーシファイド(円ベース)	J.P.Morgan Securities LLC

(注)上記指数に関する著作権等の知的財産権およびその他一切の権利は、各権利者に帰属します。各権利者は、当ファンドの運用に関して一切の責任を負いません。

## 4【手数料等及び税金】

## (1)【申込手数料】

申込手数料は、申込価額（発行価格）に販売会社が別に定める率を乗じて得た額とします。なお、申込手数料を徴収している販売会社はありません。

申込手数料には、消費税等相当額がかかります。

分配金再投資コースにおいて収益分配金を再投資する場合は、手数料はかかりません。

申込手数料は、販売会社による商品・投資環境の説明および情報提供、ならびに販売の事務等の対価です。

## (2)【換金（解約）手数料】

ありません。

## (3)【信託報酬等】

委託会社および受託会社の信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率0.513%（税抜0.475%）を乗じて得た金額とします。委託会社は販売会社に対して、販売会社の行う業務に対する代行手数料を支払います。委託会社、販売会社および受託会社間の配分は以下の表のとおりです。

委託会社	販売会社	受託会社
年率0.35%（税抜）	年率0.10%（税抜）	年率0.025%（税抜）

当ファンドが投資対象とする投資信託証券では、管理報酬等が年率0.47%がかかりますので、当ファンドにおける実質的な信託報酬は年率0.983%（税込）程度です。

また、当ファンドが投資対象とする投資信託証券において、信託財産にかかる租税、組入有価証券の売買時にかかる費用、受託会社の費用、管理事務費用、名義書換事務代行費用、組入有価証券等の保管に関する費用、設立費用、弁護士費用、財務諸表の監査にかかる費用や信託財産の事務に関する費用等は当該ファンドが負担します。なお、当ファンドが投資対象とする投資信託証券における報酬は将来変更になる場合があり、その場合は実質的な信託報酬率は変更されることとなります。

マネー・マネジメント・マザーファンドにおいては、信託報酬は収受されません。

上記の委託会社、販売会社および受託会社間の信託報酬の配分はそれぞれ「ファンドの運用等の対価」、「購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価」および「運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価」です。

信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。

信託報酬にかかる消費税等相当額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します（税額は、税法改正時には変更となります。）。

信託報酬の販売会社への配分は、委託会社が一旦信託財産から収受した後、各販売会社毎の取扱残高に応じて支払います。委託会社は、信託報酬を収受したときは、販売会社に対して代行手数料を遅滞なく支払うものとします。なお、販売会社への配分には、消費税等相当額がかかります。

## (4)【その他の手数料等】

組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料は、信託財産が負担します。この他に、売買委託手数料に対する消費税等相当額、コール取引等に要する費用および外国における資産の保管等に要する費用についても信託財産が負担します。信託財産の証券取引等に伴う手数料や税金は信託財産が負担しますが、売買委託手数料等の証券取引に伴う手数料等は国や市場によって異なります。また、売買金額によっても異なります。

有価証券の売買委託手数料、外国における資産の保管等に要する費用などについては、取引または請求のつど、信託財産で負担することとなります。これらの費用および当ファンドが投資対象とする投資信託証券およびマザーファンドにおける信託財産で間接的にご負担いただく費用は、事前に計算できないため、その総額や計算方法等を具体的に記載しておりません。

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息および信託財産にかかる監査報酬ならびに当該監査報酬にかかる消費税等相当額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

信託財産の財務諸表の監査に要する費用は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し年率0.01026%（税抜0.0095%）以内の率を乗じて得た額とし、毎計算期末または信託終了時に信託財産中から支弁します。また、委託会社は信託財産の規模等を考慮してその率または金額を変更することができます。

信託財産留保額はありません。

#### (5)【課税上の取扱い】

当ファンドは、課税上は株式投資信託として取扱われます。

受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。なお、税法等が改正された場合は、以下の内容が変更になることがあります。

#### 個人の受益者に対する課税

##### ・収益分配金の課税

収益分配金のうち課税対象となる普通分配金については、配当所得として20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）の税率で源泉徴収され確定申告不要となります。なお、確定申告を行い、申告分離課税または総合課税（当ファンドは、配当控除の適用がありません。）を選択することができます。

##### ・解約時および償還時の課税

譲渡益（解約価額および償還価額から取得費（申込手数料および申込手数料にかかる消費税等相当額等を含みます。）を控除した利益をいいます。）については、譲渡所得として20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）の税率が適用され、申告分離課税となります。なお、源泉徴収選択口座を選択した場合には、原則として確定申告不要となります。所得税については、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間、基準所得税額に対して2.1%の税率で復興特別所得税が付加されます。

#### < 損益通算について >

解約時および償還時の譲渡損失（または譲渡益）については、上場株式等の譲渡益（または譲渡損失）との相殺が可能です。当該相殺後の譲渡損失については、確定申告により、上場株式等の配当所得等（配当所得については申告分離課税を選択したものに限り、）との損益通算が可能です。

また、源泉徴収選択口座内においても、解約時および償還時の譲渡損失（または譲渡益）については、上場株式等の譲渡益（または譲渡損失）と相殺され、当該相殺後の譲渡損失については、上場株式等の配当所得等との損益通算が可能です。

上場株式等には、取引所に上場されている株式等、公募株式等証券投資信託、公募公社債投資信託および特定公社債が含まれます。

#### 法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税対象となる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額に対しては、15.315%（所得税15%および復興特別所得税0.315%）の税率で源泉徴収されます。

所得税については、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間、基準所得税額に対して2.1%の税率で復興特別所得税が付加されます。

#### < 益金不算入制度について >

当ファンドは、益金不算入制度の適用はありません。

#### (参考)

##### < 個別元本について >

- ・追加型証券投資信託を保有する受益者毎の取得元本（申込手数料および申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が個別元本にあたります。

- ・受益者が同一ファンドを複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- ・同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合には販売会社毎に、個別元本の算出が行われる場合があります。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合には当該支店毎に、「分配金支払いコース」と「分配金再投資コース」の両コースで取得する場合にはコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- ・受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります（「元本払戻金（特別分配金）」については、下記の＜収益分配金の課税について＞を参照）。

#### ＜収益分配金の課税について＞

収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区別があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、

当該収益分配金落ち後の基準価額が個別元本を下回っている場合は、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

\* 上記の内容は平成29年6月末現在のもので、税法等が変更・改正された場合には、変更になることがあります。

\* 課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

## 5【運用状況】

### 【大和住銀／コロンビア米国株リバーサル戦略ファンド Aコース（ダイワ投資一任専用）】

#### (1)【投資状況】

（平成29年6月末現在）

投資資産の種類	国・地域名	時価合計（円）	投資比率
親投資信託受益証券 （マネー・マネジメント・マザーファンド）	日本	9,992	0.00%
投資信託受益証券	ケイマン諸島	212,986,417	98.25%
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		3,793,136	1.75%
純資産総額		216,789,545	100.00%

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

#### (2)【投資資産】

##### 【投資有価証券の主要銘柄】

（平成29年6月末現在）

イ．主要銘柄の明細

	銘柄名 国・地域	種類 業種	株数、口数 又は額面金額	簿価単価(円) 簿価(円)	評価単価(円) 時価(円)	利率(%) 償還期限	投資 比率
1	Columbia US Contrarian Fund Hedged Class ケイマン諸島	投資信託受益証券 -	186,584,685	1.1479 214,180,718	1.1415 212,986,417	- -	98.25%
2	マネー・マネジメント・マザー ファンド 日本	親投資信託受益 証券 -	9,992	1.0000 9,992	1.0000 9,992	- -	0.00%

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

#### ロ．投資有価証券の種類別投資比率

種類別	投資比率
投資信託受益証券	98.25%
親投資信託受益証券	0.00%
合計	98.25%

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類の時価の比率です。

八．投資株式の業種別投資比率  
該当事項はありません。

【投資不動産物件】  
（平成29年6月末現在）  
該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】  
（平成29年6月末現在）  
該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

	純資産総額（百万円）		1口当りの純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
設定時 （平成28年9月26日）	1	-	1.0000	-
平成28年9月末日	1	-	1.0062	-
平成28年10月末日	44	-	1.0043	-
平成28年11月末日	71	-	1.0275	-
平成28年12月末日	81	-	1.0408	-
平成29年1月末日	94	-	1.0505	-
平成29年2月末日	126	-	1.0906	-
平成29年3月末日	160	-	1.0960	-
平成29年4月末日	179	-	1.1069	-
平成29年5月末日	195	-	1.1217	-
第1計算期間末 （平成29年6月15日）	203	-	1.1352	-
平成29年6月末日	216	-	1.1288	-

（注）純資産総額は百万円未満切捨てて表記しております。

【分配の推移】  
該当事項はありません。

【収益率の推移】

期間	収益率
第1期（平成28年9月26日～平成29年6月15日）	13.5%

（注）収益率 = (当計算期末分配付基準価額 - 前計算期末分配落基準価額) ÷ 前計算期末分配落基準価額 × 100

(4) 【設定及び解約の実績】

期間	設定総額（円）	解約総額（円）
第1期（平成28年9月26日～平成29年6月15日）	196,907,920	17,498,938

（注）本邦外における設定及び解約の実績はありません。

【大和住銀／コロンビア米国株リバーサル戦略ファンド Bコース（ダイワ投資一任専用）】

(1) 【投資状況】

（平成29年6月末現在）

投資資産の種類	国・地域名	時価合計（円）	投資比率
親投資信託受益証券 （マネー・マネジメント・マザーファンド）	日本	9,992	0.01%
投資信託受益証券	ケイマン諸島	133,664,171	98.17%
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		2,483,561	1.82%
純資産総額		136,157,724	100.00%

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(2) 【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

（平成29年6月末現在）

イ．主要銘柄の明細

	銘柄名 国・地域	種類 業種	株数、口数 又は額面金額	簿価単価(円) 簿価(円)	評価単価(円) 時価(円)	利率(%) 償還期限	投資 比率
1	Columbia US Contrarian Fund Unhedged Class ケイマン諸島	投資信託受益証券	102,802,778	1.2675	1.3002	-	98.17%
		-		130,303,097	133,664,171	-	
2	マネー・マネジメント・マザー ファンド 日本	親投資信託受益証券	9,992	1.0000	1.0000	-	0.01%
		-		9,992	9,992	-	

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ．投資有価証券の種類別投資比率



種類別	投資比率
投資信託受益証券	98.17%
親投資信託受益証券	0.01%
合計	98.18%

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類の時価の比率です。

八．投資株式の業種別投資比率  
該当事項はありません。

【投資不動産物件】  
（平成29年6月末現在）  
該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】  
（平成29年6月末現在）  
該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

	純資産総額（百万円）		1口当りの純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
設定時 （平成28年9月26日）	1	-	1.0000	-
平成28年9月末日	1	-	1.0192	-
平成28年10月末日	14	-	1.0508	-
平成28年11月末日	21	-	1.1532	-
平成28年12月末日	23	-	1.2099	-
平成29年1月末日	24	-	1.1981	-
平成29年2月末日	34	-	1.2293	-
平成29年3月末日	69	-	1.2300	-
平成29年4月末日	103	-	1.2397	-
平成29年5月末日	124	-	1.2530	-
第1計算期間末 （平成29年6月15日）	123	-	1.2472	-
平成29年6月末日	136	-	1.2803	-

（注）純資産総額は百万円未満切捨てで表記しております。

【分配の推移】  
該当事項はありません。

【収益率の推移】

期間	収益率
第1期（平成28年9月26日～平成29年6月15日）	24.7%

（注）収益率 = （当計算期末分配付基準価額 - 前計算期末分配落基準価額） ÷ 前計算期末分配落基準価額 × 100

(4) 【設定及び解約の実績】

期間	設定総額（円）	解約総額（円）
第1期（平成28年9月26日～平成29年6月15日）	104,096,773	5,164,723

（注）本邦外における設定及び解約の実績はありません。

（参考）マザーファンドの運用状況

マネー・マネジメント・マザーファンド

(1) 投資状況

（平成29年6月末現在）

投資資産の種類	国・地域名	時価合計（円）	投資比率
特殊債券	日本	39,240,947	79.52%
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		10,108,443	20.48%
純資産総額		49,349,390	100.00%

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(2) 投資資産

投資有価証券の主要銘柄

（平成29年6月末現在）

イ．主要銘柄の明細

	銘柄名 国・地域	種類 業種	株数、口数 又は額面金額	簿価単価(円) 簿価(円)	評価単価(円) 時価(円)	利率(%) 償還期限	投資 比率
1	21 政保政策投資B 日本	特殊債券 -	13,000,000	101.65 13,214,500	101.03 13,134,381	1.6000 2018/02/19	26.62%
2	879 政保公営企業	特殊債券	10,000,000	100.54	100.36	1.7000	20.34%

	日本	-		10,054,400	10,036,320	2017/09/19	
3	37 政保道路機構	特殊債券	10,000,000	100.98	100.16	1.9000	20.30%
	日本	-		10,098,400	10,016,960	2017/07/31	
4	49 政保道路機構	特殊債券	6,000,000	101.46	100.88	1.5000	12.27%
	日本	-		6,088,140	6,053,286	2018/01/31	

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ．投資有価証券の種類別投資比率

種類別	投資比率
特殊債券	79.52%
合計	79.52%

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類の時価の比率です。

ハ．投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

投資不動産物件

（平成29年6月末現在）

該当事項はありません。

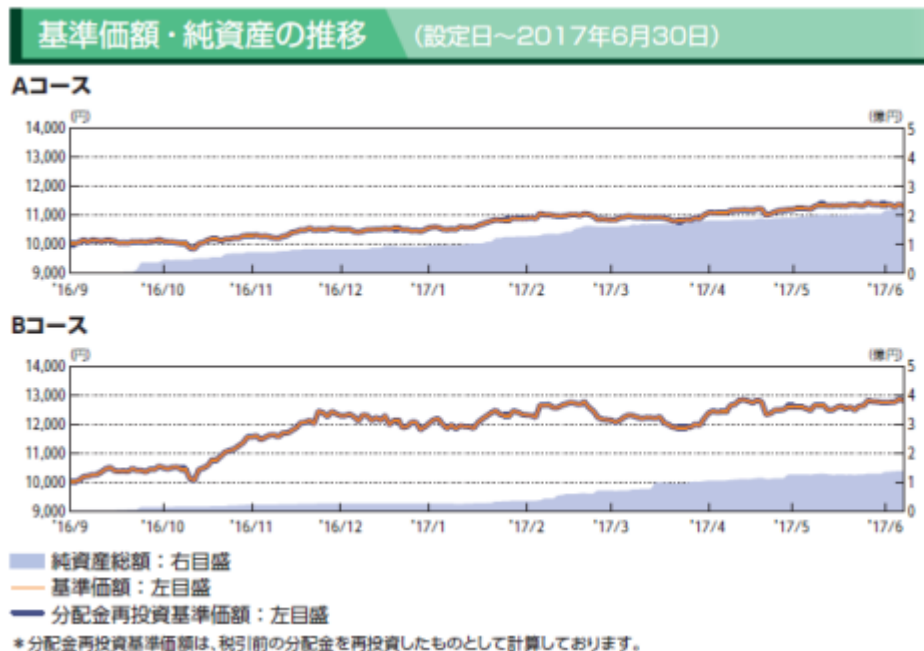
その他投資資産の主要なもの

（平成29年6月末現在）

該当事項はありません。

（参考情報）

2017年6月30日現在



**分配の推移**

Aコース	
2017年6月	0円
設定来累計	0円

\* 分配金は1万円当たり、税引前

Bコース	
2017年6月	0円
設定来累計	0円

\* 分配金は1万円当たり、税引前

## 主要な資産の状況

### Aコース

投資銘柄	投資比率
Columbia US Contrarian Fund Hedged Class	98.2%
マネー・マネジメント・マザーファンド	0.0%

\*投資比率は純資産総額対比

#### ■参考情報(上位10銘柄)

コロンビア・USコントラリアン・ファンド

	投資銘柄	業種	投資比率
1	Apple Inc.	情報技術	4.3%
2	Philip Morris International Inc.	生活必需品	3.3%
3	JP Morgan Chase & Co.	金融	3.3%
4	Citigroup Inc.	金融	3.2%
5	Facebook, Inc.	情報技術	3.2%
6	Berkshire Hathaway Inc.	金融	3.0%
7	Microsoft Corporation	情報技術	3.0%
8	Alphabet Inc.	情報技術	2.9%
9	Comcast Corporation	一般消費財・サービス	2.9%
10	Johnson & Johnson	ヘルスクエア	2.8%

\*投資比率はコロンビア・USコントラリアン・ファンドの組入株式等の時価評価額合計対比

\*業種は世界産業分類基準(GICS)

### Bコース

投資銘柄	投資比率
Columbia US Contrarian Fund Unhedged Class	98.2%
マネー・マネジメント・マザーファンド	0.0%

\*投資比率は純資産総額対比

マネー・マネジメント・マザーファンド

	投資銘柄	種別	投資比率
1	21 政保政策投資B	特殊債券	26.6%
2	879 政保公営企業	特殊債券	20.3%
3	37 政保道路機構	特殊債券	20.3%
4	49 政保道路機構	特殊債券	12.3%

\*投資比率はマネー・マネジメント・マザーファンドの純資産総額対比

## 年間収益率の推移

### Aコース



### Bコース



\*ファンドの収益率は暦年ベースで表示しております。但し、2016年は当初設定日(2016年9月26日)から年末までの収益率、2017年は6月末までの収益率です。

\*ファンドの年間収益率は、税引前の分配金を再投資したものと計算しております。

\*ファンドには、ベンチマークはありません。

- ・ファンドの運用実績はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
- ・ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示している場合があります。

## 第2【管理及び運営】

### 1【申込（販売）手続等】

- (1) 当ファンドの取得申込者は、販売会社において申込期間における毎営業日にお申込みいただけます。ただし、ニューヨーク証券取引所、ニューヨークの銀行またはダブリンの銀行の休業日と同日の場合には、取得のお申込みを受付けないものとします。お申込みの受付は原則として午後3時までとします。これらの受付時間を過ぎてからのお申込みは翌営業日以降で、ニューヨーク証券取引所、ニューヨークの銀行またはダブリンの銀行の休業日と同日でない最も近い営業日の取扱いとします。
- (2) 当ファンドは、ダイワファンドラップ アクティブ・シリーズを構成するファンドの1つです。当ファンドは、投資者と販売会社が締結する投資一任契約に基づいて、資産を管理する口座の資金を運用するためのファンドです。当ファンドの取得申込者は、販売会社と投資一任契約の資産を管理する口座に関する契約および投資一任契約を締結する必要があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- (3) 申込価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額（当初1口＝1円）とします。お申込みには申込手数料および申込手数料にかかる消費税等相当額を要します。当ファンドの申込単位は、1口または1円の整数倍で販売会社毎に定めた単位です。
- (4) お申込みの方法には、収益の分配がなされた場合に分配金を受取ることができる「分配金支払いコース」と、税引後の分配金を自動的に無手数料で再投資する「分配金再投資コース」があり、「分配金

再投資コース」を取得申込者が選択した場合には、取得申込者は販売会社との間で累積投資約款に従って分配金再投資に関する契約を締結します。ただし、販売会社によってはどちらか一方のコースのみの取扱いの場合があります。

\*販売会社によっては、当該契約または規定について、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。

(注) 当ファンドの取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたは予め、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

## 2【換金（解約）手続等】

受益者は、販売会社に対して毎営業日に解約のお申込みをすることができます。ただし、ニューヨーク証券取引所、ニューヨークの銀行またはダブリンの銀行の休業日と同日の場合には、解約請求を受付けないものとします。解約の受付は原則として午後3時までとします。これらの受付時間を過ぎてからの解約請求は、翌営業日以降でニューヨーク証券取引所、ニューヨークの銀行またはダブリンの銀行の休業日と同日でない最も近い営業日の取扱いとします。

委託会社は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、当ファンドが主要投資対象とする投資信託証券の取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止することおよびすでに受付けた解約請求の受付を取消すことがあります。解約請求の受付が中止された場合、受益者は解約の受付中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、解約の受付の中止を解除した後の最初の基準価額の計算日にその請求を受付けたものとして取扱うこととします。また、信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求には制限を設ける場合があります。

### <解約請求による換金手続き>

解約価額：当該請求受付日の翌営業日の基準価額です。

（解約価額については、お申込みの各販売会社までお問い合わせください。）

解約単位：販売会社毎に定めた単位とします。

（解約単位については、お申込みの各販売会社までお問い合わせください。）

解約代金の支払い：原則として解約請求を受付けた日から起算して6営業日目から販売会社の申込場所まで支払われます。

解約にかかる手数料：ありません。

(注) 当ファンドの換金請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。換金請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。

## 3【資産管理等の概要】

### (1)【資産の評価】

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下、「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

<主要投資対象の評価方法>

有価証券等	評価方法
投資信託証券 (外国籍)	原則として、基準価額計算日に知り得る直近の純資産額(上場されている場合は、その主たる取引所における最終相場)で評価します。

基準価額は、便宜上1万口あたりに換算した価額で表示されます。原則として委託会社の各営業日に計算され、翌日の日本経済新聞に掲載されます。また、お申込みの各販売会社または下記の照会先まで問い合わせることにより知ることができます。

大和住銀投信投資顧問株式会社

<インターネットホームページ> <http://www.daiwasbi.co.jp/>

<お電話によるお問い合わせ先> 受付窓口：(電話番号) 0120-286104

受付時間：午前9時から午後5時まで(土、日、祝日除く。)

## (2)【保管】

該当事項はありません。

## (3)【信託期間】

当ファンドの信託の期間は、信託契約締結日(平成28年9月26日)から無期限とします。

ただし、後記「(5)その他 信託契約の解約」の規定により、信託契約を解約し、この信託を終了させることがあります。

## (4)【計算期間】

当ファンドの計算期間は、原則として毎年6月16日から翌年6月15日までとします。前記にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日(以下、「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は信託期間の終了日とします。

(注) 計算期間終了日を「決算日」ということがあります。

## (5)【その他】

### 信託契約の解約

イ. 委託会社は、信託契約の一部を解約することにより、信託財産の受益権の残存口数が30億口を下回ることとなった場合には、受託会社と合意のうえ、あらかじめ、監督官庁に届け出ることにより、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

ロ. 委託会社は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

ハ. 委託会社は、この信託が主要投資対象とする投資信託証券が存続しないこととなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

ニ. 委託会社は、前イ. および前ロ. の事項について、書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

ホ. 前ニ. の書面決議において、受益者(委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下本項において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

ヘ. 前ニ. の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

ト．前二．から前へ．までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときおよび前八．の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前二．から前へ．までに規定するこの信託契約の解約の手続を行うことが困難な場合には適用しません。

#### 信託契約に関する監督官庁の命令

委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。また、委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、信託約款の変更等の規定にしたがいます。

#### 委託会社の登録取消等に伴う取扱い

委託会社が、監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、信託約款の変更等に規定する書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

#### 受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、信託約款の変更等の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

#### 信託約款の変更等

- イ．委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本項に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
- ロ．委託会社は、前イ．の事項（前イ．の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前イ．の併合事項にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ハ．前ロ．の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ニ．前ロ．の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ホ．書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ヘ．前ロ．から前ホ．までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

ト．前イ．から前へ．の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

## 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

## 反対受益者の受益権買取請求の不適用

この信託は、受益者が一部解約の実行の請求を行ったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託契約の解約または重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

## 運用にかかる報告等開示方法

- イ．委託会社は、決算日から3ヵ月以内に有価証券報告書を、半期該当日から3ヵ月以内に半期報告書を提出します。
- ロ．委託会社は、決算時および償還時に運用報告書（全体版）（投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書）および交付運用報告書（投資信託及び投資法人に関する法律第14条第4項に定める書面）を作成します。
- ハ．委託会社は、交付運用報告書を販売会社を通じて受益者へ交付します。また、委託会社は、運用報告書（全体版）を電磁的方法により受益者に提供することができます。この場合において、委託会社は、運用報告書（全体版）を交付したものとみなします。
- ニ．前ハ．にかかわらず、受益者から運用報告書（全体版）の交付の請求があった場合には、これを交付します。

## 委託会社と関係法人との契約の変更

### < 募集・販売契約 >

委託会社と販売会社との間の募集・販売の取扱い等に関する契約は、当事者の別段の意思表示のない限り、1年毎に自動的に更新されます。募集・販売の取扱い等に関する契約は、当事者間の合意により変更することができます。

## 4【受益者の権利等】

当ファンドの受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。この受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。受益者の有する主な権利は次のとおりです。また、ファンド資産に生じた利益および損失は、全て受益者に帰属します。

### (1) 収益分配金に対する請求権

受益者は、収益分配金を持分に依りて委託会社に請求する権利を有します。

収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から、保有口数に応じて、販売会社を通じて決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義に記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

収益分配金の支払いは、原則として決算日から起算して5営業日までに開始します。

上記にかかわらず、販売会社との間で締結した累積投資約款に基づく契約により収益分配金を再投資する受益者に対しては、委託会社は毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金を販売会社に交付します。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行います。当該売付により増加した受益権は、信託約款の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

収益分配金の請求権は、支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

### (2) 償還金に対する請求権

受益者は、償還金を持分に応じて委託会社に請求する権利を有します。

償還金は、信託終了後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から受益者に支払います。償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

償還金の支払いは、原則として償還日から起算して5営業日までに開始します。

償還金の請求権は、支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

(3) 受益権の換金（解約）請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、解約の実行を販売会社を通じて委託会社に請求する権利を有しています。権利行使の方法等については、前述の「換金（解約）手続等」をご参照ください。

(4) 帳簿書類の閲覧・謄写の請求権

受益者は委託会社に対し、当該受益者にかかる信託財産に関する書類の閲覧または謄写を請求することができます。



### 第3【ファンドの経理状況】

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。  
なお、財務諸表に記載されている金額は、円単位で表示しております。
2. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1期計算期間（平成28年9月26日から平成29年6月15日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による監査を受けております。

## 1【財務諸表】

【大和住銀／コロムビア米国株リバーサル戦略ファンド Aコース（ダイワ投資一任専用）】

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

		第1期 平成29年6月15日現在
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン		7,927,872
投資信託受益証券		195,946,008
親投資信託受益証券		9,992
流動資産合計		203,883,872
<b>資産合計</b>		
203,883,872		
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払受託者報酬		10,903
未払委託者報酬		196,522
その他未払費用		7,982
流動負債合計		215,407
<b>負債合計</b>		
215,407		
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本		179,408,982
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）		24,259,483
（分配準備積立金）		13,516,858
元本等合計		203,668,465
<b>純資産合計</b>		
203,668,465		
<b>負債純資産合計</b>		
203,883,872		

## （２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	自	第 1 期 平成28年 9月26日 至 平成29年 6月15日
<b>営業収益</b>		
受取利息		12
有価証券売買等損益		14,726,454
<b>営業収益合計</b>		<b>14,726,466</b>
<b>営業費用</b>		
支払利息		3,037
受託者報酬		21,299
委託者報酬		384,158
その他費用		8,022
<b>営業費用合計</b>		<b>416,516</b>
<b>営業利益又は営業損失（ ）</b>		<b>14,309,950</b>
経常利益又は経常損失（ ）		14,309,950
<b>当期純利益又は当期純損失（ ）</b>		<b>14,309,950</b>
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）		795,868
<b>期首剰余金又は期首欠損金（ ）</b>		<b>-</b>
剰余金増加額又は欠損金減少額		11,303,276
<b>当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額</b>		<b>11,303,276</b>
剰余金減少額又は欠損金増加額		557,875
<b>当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額</b>		<b>557,875</b>
分配金		-
<b>期末剰余金又は期末欠損金（ ）</b>		<b>24,259,483</b>

## (3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第1期	
	自 平成28年9月26日	至 平成29年6月15日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券及び親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、基準価額で評価しております。  また、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認められた価額もしくは受託会社と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認められた価額で評価しております。	
2. 収益及び費用の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。	
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	当ファンドの計算期間は、投資信託約款の定めに従い、平成28年9月26日から平成29年6月15日までとなっております。	

(貸借対照表に関する注記)

項目	第1期	
	平成29年6月15日現在	
1. 元本状況		
期首元本額	1,000,000円	
期中追加設定元本額	195,907,920円	
期中一部解約元本額	17,498,938円	
2. 受益権の総数	179,408,982口	

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第1期	
自 平成28年9月26日	
至 平成29年6月15日	
分配金の計算過程	
該当事項はありません。	

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

項目	第1期	
	自 平成28年9月26日	至 平成29年6月15日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。	
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有している金融商品の種類は、有価証券、金銭債権及び金銭債務であります。なお、当ファンドは投資信託受益証券及び親投資信託受益証券を通じて有価証券に投資し、また、投資信託受益証券においては、デリバティブ取引を行っております。これらの金融商品に係るリスクは、価格変動リスク、信用リスク、為替変動リスク及び流動性リスクであります。	
3. 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社のファンドの運用におけるリスク管理については、運用部門から独立した組織体制で行っております。運用管理委員会（代表取締役社長を委員長とします。）は、ファンドの運用状況を総合的に分析・評価するとともに、運用リスク管理の強化・改善に向けた方策を討議・決定しております。また、プロダクト管理部運用審査室は、ファンドのパフォーマンス分析・評価並びにリスク分析を行い、運用部門に開示するとともに、運用管理委員会を通じて、運用リスクの軽減に向けた提言を行っております。	
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。	

金融商品の時価等に関する事項

項目	第1期	
	平成29年6月15日現在	

1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

第1期（平成29年6月15日現在）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	8
投資信託受益証券	14,261,235
合計	14,261,227

（デリバティブ取引等関係に関する注記）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

第1期（平成29年6月15日現在）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第1期（自平成28年9月26日 至 平成29年6月15日）

該当事項はありません。

（1口当たり情報）

第1期 平成29年6月15日現在	
1口当たり純資産額	1.1352円 「1口 = 1円（10,000口 = 11,352円）」

（4）【附属明細表】

有価証券明細表

<株式以外の有価証券>

通貨	種類	銘柄	口数	評価額	備考
円	投資信託受益証券	Columbia US Contrarian Fund Hedged Class	170,699,546	195,946,008	
	親投資信託受益証券	マネー・マネジメント・マザーファンド	9,992	9,992	
合計		2銘柄	170,709,538	195,956,000	

<参考>

当ファンドは、「マネー・マネジメント・マザーファンド」受益証券を投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」はすべて同マザーファンドの受益証券であります。

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

### マネー・マネジメント・マザーファンド

(1)貸借対照表

区分	平成29年6月15日現在 金額（円）
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	9,758,070
特殊債券	39,269,361

未収利息	163,975
前払費用	49,752
流動資産合計	49,241,158
資産合計	49,241,158
負債の部	
流動負債	
流動負債合計	-
負債合計	-
純資産の部	
元本等	
元本	49,237,657
剰余金	
剰余金又は欠損金（ ）	3,501
元本等合計	49,241,158
純資産合計	49,241,158
負債純資産合計	49,241,158

## (2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	自 平成28年9月26日 至 平成29年6月15日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>地方債証券、特殊債券及び社債券 個別法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除く）又は価格情報会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。</p> <p>また、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託会社と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p>
2. 収益及び費用の計上基準	<p>有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。</p>

## (貸借対照表に関する注記)

項目	平成29年6月15日現在
1. 元本状況	
開示対象ファンドの計算期間の期首における当該親投資信託の元本額	58,918,917円
期中追加設定元本額	5,010,989円
期中一部解約元本額	14,692,249円
元本の内訳	
北米シェール関連株ファンド	7,581,704円
タフ・アメリカ（マネープールファンド）	7,755,833円
米国小型株ツイン（毎月分配型）	552,681円
米国小型株ツイン（資産成長型）	71,698円
日本株アルファ・カルテット（毎月分配型）	1,998,801円
欧州株ツイン（毎月分配型）	13,111円
欧州株ツイン（資産成長型）	96円
NBマルチ・ストラテジー・ファンド（ダイワSMA専用）	2,699,766円
NBハイクオリティ・マネジャーズ・ファンド（部分為替ヘッジあり）- 予想分配金提示型 -	89,929円

NBハイコオリティ・マネジャーズ・ファンド（為替ヘッジなし）- 予想分配金提示型 -	9,993円
米国リバーサル戦略ツイン ネオ（毎月分配型）	26,385,980円
米国リート厳選ファンド（毎月決算型）	249,776円
米国リート厳選ファンド（資産成長型）	249,776円
米国株アルファ・カルテット（毎月分配型）	799,281円
米国株厳選ファンド・米ドルコース	9,992円
米国株厳選ファンド・ブラジルリアルコース	9,992円
米国株厳選ファンド・豪ドルコース	9,992円
米国株厳選ファンド・高金利通貨コース	9,992円
米国リート・アルファ・カルテット（毎月分配型）	699,301円
NBマルチ戦略ファンド	9,989円
日本株アルファ・カルテット（年2回決算型）	9,990円
大和住銀/コロンビア米国株リバーサル戦略ファンド Aコース（ダイワ投資一任専用）	9,992円
大和住銀/コロンビア米国株リバーサル戦略ファンド Bコース（ダイワ投資一任専用）	9,992円
合計	49,237,657円
2. 受益権の総数	49,237,657口

## （金融商品に関する注記）

## 金融商品の状況に関する事項

項目	自 平成28年 9月26日 至 平成29年 6月15日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有している金融商品の種類は、有価証券、金銭債権及び金銭債務であります。これらの金融商品に係るリスクは、価格変動リスク、信用リスク及び流動性リスクであります。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社のファンドの運用におけるリスク管理については、運用部門から独立した組織体制で行っております。運用管理委員会（代表取締役社長を委員長とします。）は、ファンドの運用状況を総合的に分析・評価するとともに、運用リスク管理の強化・改善に向けた方策を討議・決定しております。また、プロダクト管理部運用審査室は、ファンドのパフォーマンス分析・評価並びにリスク分析を行い、運用部門に開示するとともに、運用管理委員会を通じて、運用リスクの軽減に向けた提言を行っております。
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。

## 金融商品の時価等に関する事項

項目	平成29年 6月15日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませぬ。
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

## （有価証券に関する注記）

## 売買目的有価証券

（平成29年 6月15日現在）

種類	計算期間 の損益に含まれた評価差額（円）
特 殊 債 券	186,079
合計	186,079

「計算期間」とは、「マネー・マネジメント・マザーファンド」の計算期間の期首日から開示対象ファンドの期末日までの期間（平成28年7月26日から平成29年6月15日まで）を指しております。

## （デリバティブ取引等関係に関する注記）

## ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

（平成29年 6月15日現在）

該当事項はありません。

## （関連当事者との取引に関する注記）

（自 平成28年9月26日 至 平成29年6月15日）  
該当事項はありません。

（1口当たり情報）

平成29年6月15日現在	
1口当たり純資産額	1,0001円
「1口 = 1円（10,000口 = 10,001円）」	

（3）附属明細表

有価証券明細表

<株式以外の有価証券>

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
円	特殊債券	21 政保政策投資B	13,000,000	13,142,935	
	特殊債券	37 政保道路機構	10,000,000	10,024,580	
	特殊債券	49 政保道路機構	6,000,000	6,057,036	
	特殊債券	879 政保公営企業	10,000,000	10,044,810	
合計		4銘柄	39,000,000	39,269,361	

（参考）

当ファンドは、「Columbia US Contrarian Fund Hedged Class」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」は、この投資信託の受益証券です。

なお、以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

この投資信託は、2016年9月30日に計算期間が終了し、国際財務報告基準（IFRS）に準拠した財務諸表が作成され、ケイマン諸島において独立監査人による財務書類の監査を受けております。

以下の「財政状態計算書」及び「包括利益計算書」等は、「Columbia US Contrarian Fund」の2016年9月30日現在の財務書類の原文を委託会社で抜粋・翻訳したものであります。

## 財政状態計算書

	2016年9月30日現在	2015年9月30日現在
	(単位：日本円)	(単位：日本円)
<b>資産</b>		
<b>流動資産</b>		
公正価値で測定する金融資産	21,051,866,486	33,434,814,931
現金及び現金同等物	466,565,152	1,413,431,827
設定金額	-	118,475,556
未収入金	532,117,328	152,336,408
未収配当金	15,576,123	33,103,805
<b>資産 計</b>	<b>22,066,125,089</b>	<b>35,152,162,527</b>
<b>負債</b>		
<b>流動負債</b>		
公正価値で測定する金融負債	359,046	638,181
解約金額	535,751,966	1,068,872,419
未払金	59,439,581	341,009,038
未払費用	24,476,275	23,580,151
<b>負債 計</b>	<b>620,026,868</b>	<b>1,434,099,789</b>



受益者に帰属する純資産（設立費用調整前）	21,446,098,221	33,718,062,738
元本		
受益者に帰属する純資産（設立費用調整後）	21,450,114,772	33,723,421,777
設立費用調整額	4,016,551	5,359,039

## 包括利益計算書 2016年9月30日に終了した年度

	2016年9月30日に 終了した決算期 (単位：日本円)	2014年12月1日 (ファンド設定日) から2015年9月30日 までの期間 (単位：日本円)
<b>収益</b>		
受取配当金	534,852,790	463,464,671
現金及び現金同等物に係る外国為替の利益	(61,654,506)	40,279,610
金融資産負債に係る公正価値の変動	(2,340,975,757)	736,097,595
<b>収益 計</b>	<b>(1,867,777,473)</b>	<b>1,239,841,876</b>
<b>費用</b>		
受託会社報酬及び管理会社費用	2,241,786	1,922,663
副管理会社費用	10,996,892	9,328,466
カストディーフィー	7,178,075	6,441,289
投資運用報酬	118,352,243	110,446,856
運用報酬	26,626,250	24,850,586
取引費用	18,909,984	21,696,639
その他費用	43,707,363	41,714,875
設立費用	-	6,361,586
<b>費用 計</b>	<b>228,012,593</b>	<b>222,762,960</b>
<b>営業（損）益</b>	<b>(2,095,790,066)</b>	<b>1,017,078,916</b>
<b>金融費用</b>		
受益者への分配金*		
(2016年9月27日から2016年9月30日まで)	(560,666,965)	-
<b>税引き前（損）益</b>	<b>(2,656,457,031)</b>	<b>1,017,078,916</b>
源泉税	(138,861,270)	(336,603,515)
<b>受益者に帰属する純資産の増（減）（設立費用調整前）</b>	<b>(2,795,318,301)</b>	<b>680,475,401</b>
設立費用調整額	(1,342,488)	5,359,039
<b>受益者に帰属する純資産の増（減）（設立費用調整後）</b>	<b>(2,796,660,789)</b>	<b>685,834,440</b>

\*2015年9月30日までの期間ならびに2015年10月1日から2016年9月26日までの期間においては、受益者に帰属する純資産は元本に、分配金は元本の分配に分類。2016年9月27日から2016年9月30日までの期間においては、受益者に帰属する純資産の増（減）は負債に、分配金は金融費用に分類。

## 財務諸表に関する注記（抜粋）

2016年9月30日現在

### 重要な会計方針

下記に定めた重要な会計方針は本トラストによって一貫して適用されている。

#### （a）金融資産と金融負債

##### （1）分類

本トラストは有価証券への投資およびコールオプション・スワップへの投資を、公正価値で測定する金融資産に分類している。貸付金と未収入金に分類した金融資産は、現金および現金同等物、その他の未収入金、受益者からの未収金、および未精算売買未収入金から構成される。貸付金と未収入金は、固定金利または市場では価格が決定しない、定額あるいは支払額が確定可能な非デリバティブ金融商品である。金融負債は未払費用と受益者に帰属する純資産を含む償却原価で計上している。

この分類には2つの小分類がある。1つは売買目的で保有する金融資産または金融負債、もう一つは公正価値で測定する金融資産または金融負債である。

##### ・ 売買目的で保有する金融資産および金融負債

金融資産または金融負債が売買目的保有と分類されるのは、その資産または負債が、短期間での売却または買戻しを目的に取得または発生したものである場合、あるいは最初の認識において、識別可能な金融投資ポートフォリオとして運用されているものの一部で、最近の実際の短期的な利益獲得のパターンが認められる場合である。デリバティブも売買目的による保有として分類される。本トラストではいかなるデリバティブもヘッジ目的の取引には分類しない。

##### ・ 公正価値で測定する金融資産および金融負債

公正価値で測定する金融資産および金融負債は、売買目的での保有には分類されない。これらは運用されており、その運用成績が本トラストの投資戦略に従って公正価値で測定される金融商品である。

##### （2）認識

公正価値で測定する金融資産と金融負債は、本トラストがその金融商品の契約上の当事者となった売買日に最初に認識される。その他の金融資産と金融負債は、発生した日に認識される。

金融負債は、当事者のどちらかが履行しない限り、または契約がIAS 39の範囲から免除されていないデリバティブ契約でない限り認識されない。

##### （3）測定

公正価値で測定する金融資産と金融負債は、最初は公正価値で測定され、売買に関わるコストは包括利益計算書で認識される。公正価値で測定しない金融資産と金融負債は、当初は公正価値に取得や発行で直接要したコストを加えて測定される。

当初の認識以降、公正価値で測定する金融資産と金融負債は、その増減を包括利益計算書で認識される。

「公正価値」とは測定日において、市場参加者間の整然とした取引で、資産を売却すると受け取るであろう価額、あるいは負債を移転するために支払うであろう価額のことである。

入手可能であれば、本トラストは金融商品の公正価値を活発な市場での当該の金融商品の相場価格を用いて測定している。市場が「活発である」と見なされるのは、当該資産または負債の取引が、価格情報を提供するのに十分な頻度と規模で継続的に行われている市場である。本トラストは金融商品を活発な市場での最新取引価格にて測定している。

活発な市場での取引価格がない場合、本トラストは、関連する観察可能なインプットを最大限使用し、観察不可能なインプットを最小限しか使用しない評価技法を用いて評価を行う。選択された評価技法では、市場参加者が取引の価格決定で考慮するすべての要素を取り込む。

投資の売却による実現益または売却損は加重平均原価法を用いて計算する。未実現利益または損失とは、金融商品の会計期間の期初における簿価あるいは購入時の取引価格と期末の簿価との差額である。投資に関わる実現および未実現利益または損失は包括利益計算書に計上される。

#### (4) コールオプション・スワップへの投資

コールオプション・スワップへの投資は、公正価値で計上される。コールオプション・ポートフォリオの価値は、代表的なインデックスオプション・オーバーレイと、米ドルと日本円の為替レートに連動する為替オプション・オーバーレイの公正価値に基づく。

#### (5) 有価証券への投資

本トラストは、取引が活発に行われている市場で取引価格が入手可能であり、その価値が測定日の最終取引市場価格で測定される上場有価証券へ投資している。本トラストが保有する有価証券はアメリカ合衆国(米国)の一つ以上の証券取引所で取引が活発に行われている。

#### (6) 先渡取引

先渡為替契約の価値の増減は未実現利益または損失として取り扱い、財政状態計算書に計上している。先渡契約が終了した場合、本トラストは契約レートと契約を終了したレートの差額に等しい額を実現損益に計上している。本トラストは先渡為替契約を米ドル建て配当収入関連の為替リスクヘッジの一部として利用している。

#### (7) 認識の中止

本トラストは、金融資産によるキャッシュフローへの契約上の権利が期限切れとなった場合、あるいは金融資産を移転し、その移転がIAS 39の要件に従って認識中止に該当する場合、金融資産の認識を中止する。

本トラストは、契約上の義務を免除されるか義務が消滅した場合、あるいは義務が期限切れとなった場合、金融負債の認識を中止する。

#### (8) 公正価値のレベル間の振替

公正価値のレベル間の振替は、会計期間の期初に起こったものとみなす。

#### (b) 現金および現金同等物

現金および現金同等物はもともとの満期が3か月以下の国際金融機関の当座預金に預金した金額から構成されている。

#### (c) 金融商品の相殺

金融資産と金融負債は、本トラストが認識された額を相殺する法的な権利を持っており、純額ベースで決済するか、または資産と負債を同時に決済しようとしている場合にのみ相殺し、純額で財政状態計算書に計上する。

#### (d) 未収入金及び未払金

未収入金及び未払金は、有価証券の売却による未収入金と有価証券の購入による未払金で、財政状態計算書基準日において、約定済みではあるが未決済であるか、証券を未受領の金額のことである。

これらの金額は当初、公正価値で認識され、その後実効金利法を用いた償却原価から、未収入金の貸倒損失を引き当てた額で測定される。未収入金に対する貸倒損失の引き当ては、本トラストは当該未収入金を全額回収できないであろうという客観的な証拠がある場合に引き当てている。相手方である証券会社の大幅な財務状態の悪化、当該証券会社が破産手続きまたは財務リストラに入る可能性、支払いの不履行は、証券会社からの未収入金に貸倒損失を計上する指標としている。

実効金利法は金融資産または金融負債の償却原価を計算し、受取利息または支払利息を該当する期間に配分する方法である。実効金利とは見積もった将来の現金支払いあるいは受取りを金融商品の満期までの予定期間、または適切であればそれより短い期間で割り引くレートのこと、それによって金融資産または金融負債の純簿価を計算する。実効金利を計算する時、本トラストは、金融商品のすべての契約条件を考慮するが、将来の貸倒損失は考慮せずキャッシュフローを見積もる。この計算には、実効金利の計算において欠かすことのできない、契約により当事者同士で受け払いされた手数料と費用、取引コストおよびその他のすべてのプレミアムとディスカウントが含まれる。

(e) 配当収入

配当収入は、支払いを受ける権利が確定した日付けで損益を認識する。相場のある有価証券では、これは通常配当落ち日である。

(f) 未払費用

未払費用は最初は公正価値で認識され、その後実効金利法を用いた償却原価で計上する。

(g) 外国為替取引

外貨建ての投資、その他の資産および負債は、評価日のレートで日本円に換算する。外貨建ての有価証券の購入または売却および収益と費用はそれぞれの取引の実施日のレートで日本円に換算している。

外国為替評価損益は包括利益計算書に計上している。

現金および現金同等物に関連した為替差損益は、包括利益計算書の現金および現金同等物に関わる外国為替の利益あるいは損失に計上している。

公正価値で測定する金融資産および金融負債に関わる為替差損益は、包括利益計算書の「金融資産負債に係る公正価値の変動」に計上している。

(h) 分配金

運用会社は分配金の支払いを毎月分配金落ち日に実施することを意図している。分配金は受益者に物理的には支払われず、代わりに、該当する分配金再投資日に、名目上の分配額を再投資することで、追加の投資口を購入するのに充てられている。

2016年9月27日(2つのシェアクラスを追加で設定した日)よりも前の期間においては、本トラストの受益権は元本に分類され、分配金は受益者持分変動計算書に計上されていたが、2016年9月27日以降は包括利益計算書に計上されている。

(i) 設立費用

本トラストの目論見書は、純資産価値を計算する目的で、設立コストは5年間かけて償却することを定めている。IFRSでは、設立コストは発生し次第費用処理することを求めている。すべての設立コストは2014年12月1日(設立日)から2015年9月30日までの期間にIFRSに従って全額費用処理しており、この結果、(2016年9月30日に終了した決算期における受益権を除き)本トラストの純資産価値とIFRSに従って測定した資産と負債の合計に差異が発生している。

2015年9月30日時点では、本トラストの投資口はIAS 32に従って元本に分類され、本トラストの資産合計から負債合計を引いた金額と一致する。

以下の表は、2015年9月30日の年度終了時点で、本トラストの元本の価値と純資産価値が合致していることを示している:

2015年9月30日現在

(単位: 円)

財務状態計算書の元本額	33,718,062,738
設立コストの調整額	5,359,039
本トラストの目論見書に従って計算した純資産額	<u>33,723,421,777</u>

2016年9月30日時点では、本トラストの投資口はIAS 32に従って負債に分類されている。当該負債額は、本トラストが償還を求められた場合に支払いを要する金額を、目論見書の定めに従い純資産額に基づいて計算している。差異の4,016,551円は、精査された上で財務状態計算書に計上され、差異の変動額（1,342,488円）は精査された上で包括利益計算書に計上されている。

(j) 買い戻し可能な受益権の保有者に帰属する純資産

受託者は、マスター・トラスト証書および補足情報覚書の条項に従って、本トラストの受益者の資産を信託基金内で保有している。本トラストは、発行した金融商品を契約条件の実態に従い、金融負債あるいは株式として分類している。本トラストは3クラスの買い戻し可能受益権を発行している。これらは本トラストの中で最も劣後するランクの金融商品で、これら受益権はすべての重要な点において同順位であり、組み入れられている資産や買い戻し請求の手数料、分配率、各クラス独自の費用を除き、同一の条件下にある。買い戻し可能受益権の保有者は、償還日ごとに、または本トラストが清算される場合、本トラストの純資産に対して保有比率に基づき現金で買い戻しを求める権利を有している。

発行者が、契約上で現金または他の金融資産による買い戻しまたは償還の義務を負う買取請求権付金融商品は、以下の条件を満たせば株式金融商品に分類される。

- ）本トラストが清算される場合、受益者に対して持ち分比率に応じて本トラストの純資産の分配を受ける権利が付与されていること。
- ）全ての他のランクの金融商品に対して最も劣後するランクの金融商品であること。
- ）全ての他のランクの金融商品に対して最も劣後する当該ランク内の全ての金融商品は、同一の性質を有すること。
- ）本トラストが契約上負っている、現金または他の金融資産による買い戻しまたは償還の義務の他には、当該金融商品は負債に分類する必要があるような他の性質を有しないこと。
- ）この金融商品の存続期間を通じて、当該金融商品に帰属する予想キャッシュフロー合計は、その多くがこの金融商品の存続期間を通じた損益、認識された純資産の増減、認識済みおよび未認識の本トラストの純資産の公正価値の増減に基づくものであること。

2015年9月30日時点で、本トラストの買い戻し可能受益権はこれらの条件をすべてを満たしていたことから、株式に分類された。2016年9月30日時点では、性質の異なる2つのシェアクラスが追加で設定され、それぞれのシェアクラスが異なる性質を持つこととなったことから、金融負債に分類された。

(k) 一口当たり純資産価額

一口当たり純資産価額はマスター・トラスト証書に従い、それぞれのクラスについて、本トラストの買い戻し可能受益権の受益者に帰属する純資産を発行済み受益権で除して計算する。

(l) 課税

本トラストはケイマン諸島での収入、利益、またはキャピタルゲインに関わる税金の支払いを免除されている。当該信託はケイマン諸島の総督より、信託の開設より50年間、すべての収入、利益およびキャピタルゲインに関わる地方税を免除するという保証を受けている。従って、これらの財務諸表では、収入に関わるいかなる税の引当ても行っていない。

本トラストは現在いくつかの国により、投資収益とキャピタルゲインに対して源泉税を課されている。当該収益またはキャピタルゲインは、源泉税差し引き前の総額で包括利益計算書に計上している。源泉税は包括利益計算書で別の項目として表示している。



## 【大和住銀／コロンビア米国株リバーサル戦略ファンド Bコース（ダイワ投資一任専用）】

## （１）【貸借対照表】

（単位：円）

第 1 期 平成29年 6 月15日現在	
<b>資産の部</b>	
流動資産	
コール・ローン	2,444,531
投資信託受益証券	121,053,822
親投資信託受益証券	9,992
流動資産合計	123,508,345
資産合計	123,508,345
<b>負債の部</b>	
流動負債	
未払受託者報酬	6,224
未払委託者報酬	112,282
その他未払費用	3,444
流動負債合計	121,950
負債合計	121,950
<b>純資産の部</b>	
元本等	
元本	98,932,050
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	24,454,345
（分配準備積立金）	3,845,267
元本等合計	123,386,395
純資産合計	123,386,395
負債純資産合計	123,508,345

## （２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	自	第 1 期 平成28年 9月26日 至 平成29年 6月15日
<b>営業収益</b>		
受取利息		3
有価証券売買等損益		4,330,520
<b>営業収益合計</b>		<b>4,330,523</b>
<b>営業費用</b>		
支払利息		1,406
受託者報酬		9,358
委託者報酬		169,399
その他費用		3,453
<b>営業費用合計</b>		<b>183,616</b>
<b>営業利益又は営業損失（ ）</b>		<b>4,146,907</b>
経常利益又は経常損失（ ）		4,146,907
<b>当期純利益又は当期純損失（ ）</b>		<b>4,146,907</b>
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）		302,947
<b>期首剰余金又は期首欠損金（ ）</b>		<b>-</b>
剰余金増加額又は欠損金減少額		21,290,123
<b>当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額</b>		<b>21,290,123</b>
剰余金減少額又は欠損金増加額		679,738
<b>当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額</b>		<b>679,738</b>
分配金		-
<b>期末剰余金又は期末欠損金（ ）</b>		<b>24,454,345</b>



## (3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第1期	
	自 平成28年9月26日	至 平成29年6月15日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券及び親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、基準価額で評価しております。  また、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認められた価額もしくは受託会社と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認められた価額で評価しております。	
2. 収益及び費用の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。	
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	当ファンドの計算期間は、投資信託約款の定めに従い、平成28年9月26日から平成29年6月15日までとなっております。	

(貸借対照表に関する注記)

項目	第1期	
	平成29年6月15日現在	
1. 元本状況		
期首元本額	1,000,000円	
期中追加設定元本額	103,096,773円	
期中一部解約元本額	5,164,723円	
2. 受益権の総数	98,932,050口	

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第1期	
自 平成28年9月26日	
至 平成29年6月15日	
分配金の計算過程	
該当事項はありません。	

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

項目	第1期	
	自 平成28年9月26日	至 平成29年6月15日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。	
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有している金融商品の種類は、有価証券、金銭債権及び金銭債務であります。なお、当ファンドは投資信託受益証券及び親投資信託受益証券を通じて有価証券に投資し、また、投資信託受益証券においては、デリバティブ取引を行っております。これらの金融商品に係るリスクは、価格変動リスク、信用リスク、為替変動リスク及び流動性リスクであります。	
3. 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社のファンドの運用におけるリスク管理については、運用部門から独立した組織体制で行っております。運用管理委員会（代表取締役社長を委員長とします。）は、ファンドの運用状況を総合的に分析・評価するとともに、運用リスク管理の強化・改善に向けた方策を討議・決定しております。また、プロダクト管理部運用審査室は、ファンドのパフォーマンス分析・評価並びにリスク分析を行い、運用部門に開示するとともに、運用管理委員会を通じて、運用リスクの軽減に向けた提言を行っております。	
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。	

金融商品の時価等に関する事項

項目	第1期	
	平成29年6月15日現在	

1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

第1期（平成29年6月15日現在）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	8
投資信託受益証券	4,056,228
合計	4,056,220

（デリバティブ取引等関係に関する注記）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

第1期（平成29年6月15日現在）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第1期（自平成28年9月26日 至 平成29年6月15日）

該当事項はありません。

（1口当たり情報）

第1期 平成29年6月15日現在	
1口当たり純資産額	1.2472円 「1口 = 1円（10,000口 = 12,472円）」

（4）【附属明細表】

有価証券明細表

<株式以外の有価証券>

通貨	種類	銘柄	口数	評価額	備考
円	投資信託受益証券	Columbia US Contrarian Fund Unhedged Class	95,664,472	121,053,822	
	親投資信託受益証券	マネー・マネジメント・マザーファンド	9,992	9,992	
合計		2銘柄	95,674,464	121,063,814	

<参考>

当ファンドは、「マネー・マネジメント・マザーファンド」受益証券を投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」はすべて同マザーファンドの受益証券であります。

当ファンドは、「Columbia US Contrarian Fund Unhedged Class」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」は、この投資信託の受益証券であり、ケイマン籍の円建て外国投資信託です。

これらのファンドの状況は、前記「大和住銀ノコロムビア米国株リバーサル戦略ファンド Aコース（ダイワ投資一任専用）」に記載のとおりであります。

## 2【ファンドの現況】

## 【純資産額計算書】

(平成29年6月末現在)

## 大和住銀/コロンビア米国株リバーサル戦略ファンド Aコース(ダイワ投資一任専用)

資産総額	218,474,869 円
負債総額	1,685,324 円
純資産総額( - )	216,789,545 円
発行済数量	192,056,293 口
1単位当り純資産額( / )	1.1288 円

## 大和住銀/コロンビア米国株リバーサル戦略ファンド Bコース(ダイワ投資一任専用)

資産総額	137,369,748 円
負債総額	1,212,024 円
純資産総額( - )	136,157,724 円
発行済数量	106,345,592 口
1単位当り純資産額( / )	1.2803 円

## (参考) マネー・マネジメント・マザーファンド

資産総額	49,349,390 円
負債総額	0 円
純資産総額( - )	49,349,390 円
発行済数量	49,347,656 口
1単位当り純資産額( / )	1.0000 円

## 第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

## 1 名義書換手続など

該当事項はありません。

## 2 受益者名簿

作成しません。

## 3 受益者に対する特典

ありません。

## 4 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

## 5 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

## 6 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

## 7 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。

## 8 質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

（注）委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

## 第三部【委託会社等の情報】

### 第1【委託会社等の概況】

#### 1【委託会社等の概況】

##### (1)資本金の額

資本金の額：20億円（平成29年6月末現在）

会社が発行する株式総数：12,800,000株

発行済株式総数：3,850,000株

最近5年間における主な資本金の額の増減：該当事項はありません。

##### (2)会社の機構

会社は、10名以内で構成される取締役により運営されます。取締役は、株主総会の決議によって選任されます。取締役の選任は、議決権を行使することができる総株主の議決権の3分の2以上を有する株主が出席し、議決権を行使することができる総株主の議決権の3分の2以上をもってこれを行います。

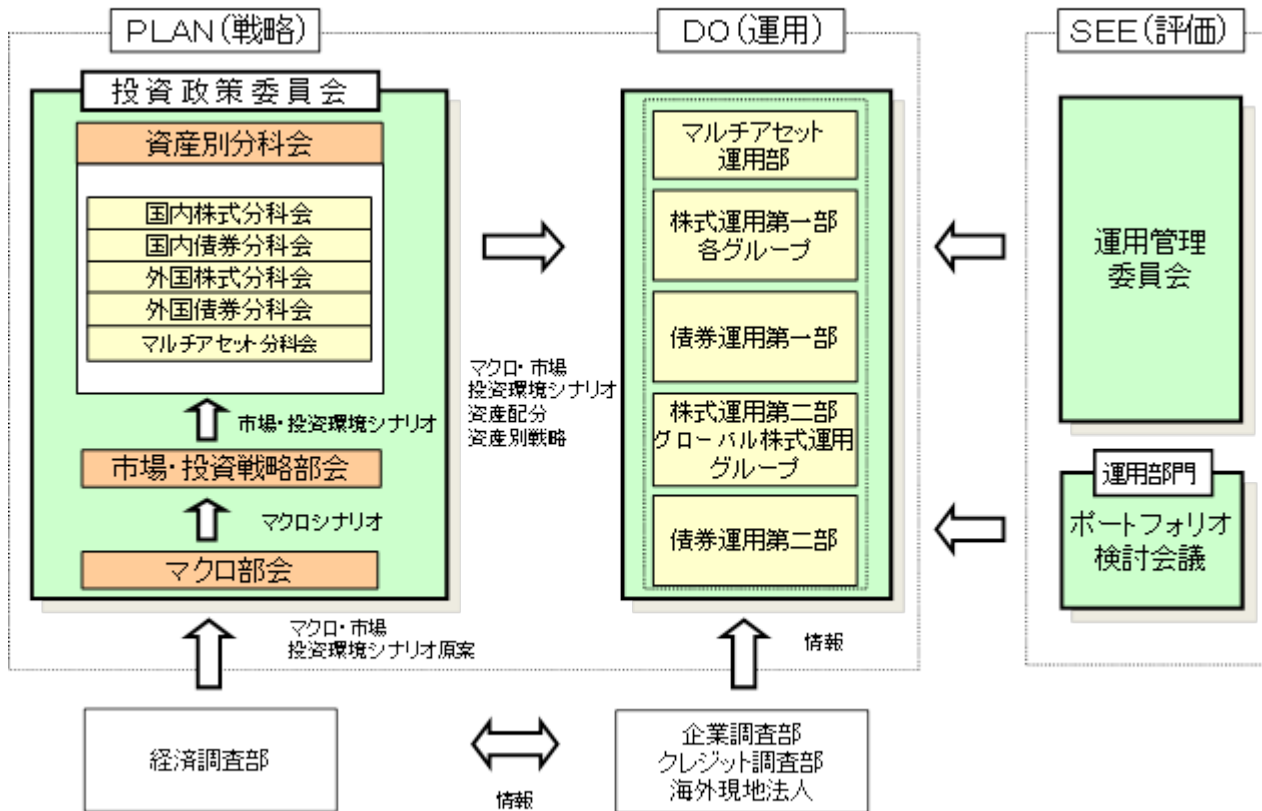
取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。補欠として選任された取締役の任期は、前任取締役の任期の満了する時までとします。

取締役会は、取締役会の決議によって取締役の中から取締役社長、取締役副社長各1名、専務取締役および常務取締役若干名を選定することができます。また代表取締役は2名とし、取締役社長および取締役副社長がこれに就任します。ただし、取締役副社長を置かない場合、専務取締役から代表取締役1名を選定することができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役が招集し、招集通知は3日前までにこれを発します。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができます。

取締役会は、法令または定款に定める事項の他、業務執行に関する重要事項を決定します。その決議は、取締役の3分の2以上が出席し、その8分の5以上をもって行います。

< 投信運用の意思決定プロセス >



## 2【事業の内容及び営業の概況】

委託会社は、株式会社住友銀行（現株式会社三井住友フィナンシャルグループ）および大和証券株式会社（現株式会社大和証券グループ本社）の戦略的提携により平成11年4月1日付で、大和投資顧問株式会社と住銀投資顧問株式会社およびエス・ピー・アイ・エム投信株式会社の三社が合併して設立された会社です。

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

平成29年6月末現在、委託会社が運用の指図を行っている投資信託の総ファンド数は、403本であり、その純資産総額は、約3,323,844百万円です（なお、親投資信託136本は、ファンド数及び純資産総額からは除いております。）。

種類	ファンド数	純資産総額
単位型株式投資信託	31	87,388百万円
追加型株式投資信託	296	2,898,352百万円
単位型公社債投資信託	76	338,103百万円
合計	403	3,323,844百万円

## 3【委託会社等の経理状況】

1. 委託会社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号。）により作成しております。
2. 財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
3. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第45期事業年度（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による監査を受けております。

## (1)【貸借対照表】

(単位：千円)

	第44期 (平成28年3月31日)	第45期 (平成29年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金・預金	22,725,768	21,770,643
前払費用	195,917	206,930
未収入金	-	7,453
未収委託者報酬	3,678,543	3,291,565
未収運用受託報酬	957,351	912,489
未収収益	12,713	50,722
繰延税金資産	644,694	447,651
その他	824	428
流動資産計	28,215,813	26,687,885
固定資産		
有形固定資産		
建物	1 110,648	110,298
器具備品	1 80,498	66,464
土地	710	710
リース資産	1 10,102	10,562
有形固定資産計	201,959	188,035
無形固定資産		
ソフトウェア	95,535	96,732
電話加入権	12,706	12,706

無形固定資産計	108,242	109,439
投資その他の資産		
投資有価証券	5,480,557	6,783,747
関係会社株式	956,115	956,115
従業員長期貸付金	2,428	1,546
長期差入保証金	511,355	511,637
出資金	82,660	82,660
繰延税金資産	556,611	523,217
その他	1,567	192
貸倒引当金	20,750	20,750
投資その他の資産計	7,570,543	8,838,366
固定資産計	7,880,745	9,135,840
資産合計	36,096,558	35,823,726

(単位：千円)

	第44期 (平成28年3月31日)	第45期 (平成29年3月31日)
負債の部		
流動負債		
リース債務	3,565	3,524
未払金	85,383	61,012
未払手数料	1,620,526	1,419,878
未払費用	1,178,517	1,150,008
未払法人税等	1,923,850	459,723
未払消費税等	323,266	26,700
賞与引当金	1,498,000	1,251,100
役員賞与引当金	101,000	82,900
業務委託関連引当金	25,700	-
その他	20,860	46,283
流動負債計	6,780,670	4,501,131
固定負債		
リース債務	7,280	7,841
退職給付引当金	1,546,322	1,482,500
役員退職慰労引当金	100,350	93,560
固定負債計	1,653,953	1,583,902
負債合計	8,434,623	6,085,034



(単位：千円)

	第44期 (平成28年3月31日)	第45期 (平成29年3月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,000,000	2,000,000
資本剰余金		
資本準備金	156,268	156,268
資本剰余金合計	156,268	156,268
利益剰余金		
利益準備金	343,731	343,731
その他利益剰余金		
別途積立金	1,100,000	1,100,000
繰越利益剰余金	24,034,752	26,100,773
利益剰余金合計	25,478,483	27,544,504
株主資本合計	27,634,752	29,700,773
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	27,182	37,917
評価・換算差額等合計	27,182	37,917
純資産合計	27,661,934	29,738,691
負債純資産合計	36,096,558	35,823,726

## (2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	第44期 (自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)	第45期 (自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)
営業収益		
運用受託報酬	4,608,029	4,371,647
委託者報酬	33,183,045	28,124,470
その他営業収益	45,653	64,558
営業収益計	37,836,728	32,560,677
営業費用		
支払手数料	15,893,270	13,056,474
広告宣伝費	168,848	169,346
公告費	1,028	2,915

調査費		
調査費	1,315,033	1,331,709
委託調査費	3,914,869	3,213,013
委託計算費	193,638	137,135
営業雑経費		
通信費	31,664	39,943
印刷費	523,643	501,370
協会費	23,203	24,788
諸会費	2,545	2,492
その他	63,792	109,609
営業費用計	22,131,536	18,588,799
一般管理費		
給料		
役員報酬	191,952	209,010
給料・手当	2,916,345	2,852,929
賞与	108,042	129,064
退職金	7,113	32,873
福利厚生費	683,822	639,080
交際費	19,339	22,638
旅費交通費	165,319	142,966
租税公課	136,339	174,826
不動産賃借料	635,313	620,232
退職給付費用	226,884	217,625
固定資産減価償却費	55,907	57,699
賞与引当金繰入額	1,498,000	1,251,100
役員退職慰労引当金繰入額	37,270	38,169
役員賞与引当金繰入額	101,100	80,300
諸経費	279,901	564,747
一般管理費計	7,062,654	7,033,264
営業利益	8,642,537	6,938,613
営業外収益		
受取配当金	17,230	4,517
受取利息	4,001	675
投資有価証券売却益	62,103	6,051
業務委託関連引当金戻入	-	4,000
為替差益	106	123
その他	13,069	5,690
営業外収益計	96,510	21,058

営業外費用		
投資有価証券売却損	5,968	21,990
その他	-	113
営業外費用計	5,968	22,103
経常利益	8,733,078	6,937,568
特別損失		
関係会社株式評価損	213,659	-
業務委託関連引当金繰入	25,700	-
固定資産除却損	4,215	-
特別損失計	243,574	-
税引前当期純利益	8,489,504	6,937,568
法人税、住民税及び事業税	3,016,713	1,881,549
法人税等調整額	56,198	225,697
法人税等合計	2,960,515	2,107,247
当期純利益	5,528,988	4,830,321

## (3) 【株主資本等変動計算書】

第44期（自平成27年4月1日至平成28年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金	
		資本準備金	資本剰余金 合計		その他利益剰余金	
					別途積立金	繰越利益剰余金
当期首残高	2,000,000	156,268	156,268	343,731	1,100,000	20,569,363
当期変動額						
剰余金の配当						2,063,600
当期純利益						5,528,988
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）						
当期変動額合計	-	-	-	-	-	3,465,388
当期末残高	2,000,000	156,268	156,268	343,731	1,100,000	24,034,752

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証 券評価差額金	評価・換算 差額等合計	
	利益剰余金 合計				
当期首残高	22,013,094	24,169,363	75,392	75,392	24,244,756
当期変動額					
剰余金の配当	2,063,600	2,063,600			2,063,600
当期純利益	5,528,988	5,528,988			5,528,988

株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			48,210	48,210	48,210
当期変動額合計	3,465,388	3,465,388	48,210	48,210	3,417,178
当期末残高	25,478,483	27,634,752	27,182	27,182	27,661,934

第45期（自平成28年4月1日至平成29年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	利益剰余金	
		資本準備金	資本剰余金合計		利益準備金	その他利益剰余金
					別途積立金	繰越利益剰余金
当期首残高	2,000,000	156,268	156,268	343,731	1,100,000	24,034,752
当期変動額						
剰余金の配当						2,764,300
当期純利益						4,830,321
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						
当期変動額合計	-	-	-	-	-	2,066,021
当期末残高	2,000,000	156,268	156,268	343,731	1,100,000	26,100,773

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
	利益剰余金合計				
当期首残高	25,478,483	27,634,752	27,182	27,182	27,661,934
当期変動額					
剰余金の配当	2,764,300	2,764,300			2,764,300
当期純利益	4,830,321	4,830,321			4,830,321
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			10,735	10,735	10,735
当期変動額合計	2,066,021	2,066,021	10,735	10,735	2,076,757
当期末残高	27,544,504	29,700,773	37,917	37,917	29,738,691

注記事項

重要な会計方針

<p>1. 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>(1) 子会社株式及び関連会社株式 総平均法による原価法を採用しております。</p> <p>(2) その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は総平均法により算出し、評価差額は全部純資産直入法により処理しております。）を採用しております。 時価のないもの 総平均法による原価法を採用しております。</p>				
<p>2. 固定資産の減価償却の方法</p> <p>(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 定率法を採用しております。ただし、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <table><tr><td>建物</td><td>15～30年</td></tr><tr><td>器具備品</td><td>4～15年</td></tr></table> <p>(2) 無形固定資産（リース資産を除く） 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。</p> <p>(3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。</p>	建物	15～30年	器具備品	4～15年
建物	15～30年			
器具備品	4～15年			
<p>3. 引当金の計上基準</p> <p>(1) 貸倒引当金 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 賞与引当金 従業員賞与の支払に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。</p> <p>(3) 役員賞与引当金 役員賞与の支払に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。</p> <p>(4) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、社内規定に基づく当事業年度末の要支給額を計上しております。 これは、当社の退職金は、将来の昇給等による給付額の変動がなく、貢献度、能力及び実績に応じて、各事業年度ごとに各人別に勤務費用が確定するためです。</p> <p>(5) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支払に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく当事業年度末の要支給額を計上しております。</p> <p>(6) 業務委託関連引当金 一部業務を外部委託するに当たり、当社が負担する従業員費用等の支出に備えるため合理的に発生すると見込まれる費用を計上しております。</p>				
<p>4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項</p> <p>(1) 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。</p>				

## 会計方針の変更

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号 平成28年6月17日）を当事業年度より適用し、平成28年4月1日以後に取得する建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。なお、この変更による財務諸表への影響額はありません。

## 追加情報

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）を当事業年度より適用しております。

## （貸借対照表関係）

第44期 (平成28年3月31日)		第45期 (平成29年3月31日)	
1.有形固定資産の減価償却累計額		1.有形固定資産の減価償却累計額	
建物	438,341千円	建物	454,117千円
器具備品	272,516千円	器具備品	272,531千円
リース資産	13,775千円	リース資産	10,688千円
2.保証債務		2.保証債務	
被保証者	従業員	被保証者	従業員
被保証債務の内容	住宅ローン	被保証債務の内容	住宅ローン
金額	2,945千円	金額	940千円

## （株主資本等変動計算書関係）

第44期（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

## 1.発行済株式に関する事項

（単位：千株）

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	3,850	-	-	3,850
合計	3,850	-	-	3,850

## 2.配当に関する事項

## (1)配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成27年6月24日 定時株主総会	普通株式	2,063,600	536	平成27年3月31日	平成27年6月25日

## (2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の 原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成28年6月23日 定時株主総会	普通 株式	2,764,300	利益 剰余金	718	平成28年3月31日	平成28年6月24日

第45期（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

## 1.発行済株式に関する事項

（単位：千株）

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	3,850	-	-	3,850
合計	3,850	-	-	3,850

## 2.配当に関する事項

## (1)配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
----	-------	----------------	-----------------	-----	-------

平成28年6月23日 定時株主総会	普通株式	2,764,300	718	平成28年3月31日	平成28年6月24日
----------------------	------	-----------	-----	------------	------------

## (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成29年6月23日 定時株主総会	普通 株式	2,413,950	利益 剰余金	627	平成29年3月31日	平成29年6月24日

## (金融商品関係)

## 1. 金融商品の状況に関する事項

## (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業及び投資助言・代理業などの資産運用事業を行っております。余裕資金は安全で流動性の高い金融資産で運用し、銀行からの借入や社債の発行はありません。

安全性の高い金融商品での短期的な運用の他に、自社ファンドの設定に自己資本を投入しております。その自己設定投信は、事業推進目的で保有しており、設定、解約又は償還に関しては、社内規定に従っております。

## (2) 金融商品の内容及びそのリスク

主たる営業債権は、投資運用業等より発生する未収委託者報酬、未収運用受託報酬であります。

これらの債権は、全て1年以内の債権であり、そのほとんどが信託財産の中から支払われるため、回収不能となるリスクは極めて軽微であります。

未収入金は、当社より他社へ出向している従業員給与であり、1年以内の債権であります。

投資有価証券は、その大半が事業推進目的で設定した投資信託であり、価格変動リスク及び為替変動リスクに晒されております。

未払手数料は、投資信託の販売に係る支払手数料であります。また、未払費用は、投資信託の運用に係る再委託手数料、及び業務委託関連費用であります。

これらの債務は、全て1年以内の債務であります。

## (3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、社内規定に従って取引先を選定し、担当部門で取引先の状況を定期的にモニタリングし、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、投資有価証券の一部を除いて、資金決済のほとんどを自国通貨で行っているため、為替の変動リスクは極めて限定的であります。

投資有価証券のうち自己設定投信については、その残高及び損益状況等を定期的に経営会議に報告しております。

また、デリバティブ取引についても行っておりません。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、社内規定に従って手元流動性を維持することにより、流動性リスクを管理しております。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表に含めておりません（注2）を参照ください）。

第44期（平成28年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	22,725,768	22,725,768	-
(2) 未収委託者報酬	3,678,543	3,678,543	-
(3) 未収運用受託報酬	957,351	957,351	-
(4) 未収入金	-	-	-
(5) 投資有価証券 その他有価証券	5,429,421	5,429,421	-
資産計	32,791,085	32,791,085	-
(1) 未払手数料	1,620,526	1,620,526	-
(2) 未払費用(*1)	917,268	917,268	-
負債計	2,537,794	2,537,794	-

(\*1) 金融商品に該当するものを表示しております。

第45期(平成29年3月31日)

(単位:千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	21,770,643	21,770,643	-
(2) 未収委託者報酬	3,291,565	3,291,565	-
(3) 未収運用受託報酬	912,489	912,489	-
(4) 未収入金	7,453	7,453	-
(5) 投資有価証券 その他有価証券	6,732,611	6,732,611	-
資産計	32,714,763	32,714,763	-
(1) 未払手数料	1,419,878	1,419,878	-
(2) 未払費用(*1)	891,704	891,704	-
負債計	2,311,583	2,311,583	-

(\*1) 金融商品に該当するものを表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

#### 資産

(1) 現金・預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収運用受託報酬及び(4) 未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 投資有価証券

投資信託であり、公表されている基準価額によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照下さい。

#### 負債

(1) 未払手数料、及び(2) 未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

(単位:千円)

区分	第44期(平成28年3月31日)	第45期(平成29年3月31日)
(1) その他有価証券 非上場株式	51,135	51,135
(2) 子会社株式 非上場株式	956,115	956,115
(3) 長期差入保証金	511,355	511,637

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象としておりません。このため、(1) その他有価証券の非上場株式については  
2. (5) 投資有価証券には含めておりません。



## (注3)金銭債権及び満期がある有価証券の決算日以後の償還予定額

第44期（平成28年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金・預金	22,725,768	-	-	-
未収委託者報酬	3,678,543	-	-	-
未収運用受託報酬	957,351	-	-	-
未収入金	-	-	-	-
投資有価証券 その他有価証券の うち満期があるもの	-	2,106,635	236,275	-
合計	27,361,663	2,106,635	236,275	-

第45期（平成29年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金・預金	21,770,643	-	-	-
未収委託者報酬	3,291,565	-	-	-
未収運用受託報酬	912,489	-	-	-
未収入金	7,453	-	-	-
投資有価証券 その他有価証券の うち満期のあるもの	-	2,222,381	467,133	-
合計	25,982,151	2,222,381	467,133	-

## (有価証券関係)

## 1. 子会社株式

第44期（平成28年3月31日）

子会社株式（貸借対照表計上額、関係会社株式 956,115千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

第45期（平成29年3月31日）

子会社株式（貸借対照表計上額、関係会社株式 956,115千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

## 2. その他有価証券

第44期（平成28年3月31日）

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
その他 証券投資信託の受益証券	2,768,399	2,640,700	127,699
小計	2,768,399	2,640,700	127,699
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
その他 証券投資信託の受益証券	2,661,022	2,749,542	88,520
小計	2,661,022	2,749,542	88,520
合計	5,429,421	5,390,242	39,178

(注) 非上場株式（貸借対照表計上額 51,135千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが

極めて困難と認められることから、上表の「其他有価証券」には含めておりません。

第45期(平成29年3月31日)

(単位:千円)

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの その他 証券投資信託の受益証券	3,882,464	3,705,555	176,909
小計	3,882,464	3,705,555	176,909
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの その他 証券投資信託の受益証券	2,850,146	2,972,404	122,257
小計	2,850,146	2,972,404	122,257
合計	6,732,611	6,677,959	54,652

(注)非上場株式(貸借対照表計上額 51,135千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「其他有価証券」には含めておりません。

### 3. 当事業年度中に売却した其他有価証券

第44期(自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)

(単位:千円)

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
その他	728,134	62,103	5,968

第45期(自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)

(単位:千円)

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
その他	1,105,918	6,051	21,990

### 4. 減損処理を行った有価証券

第44期(自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)

当事業年度において、関係会社株式について213,659千円の減損処理を行っております。

第45期(自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)

該当事項はありません。

### (退職給付関係)

#### 1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、退職金規程に基づく退職一時金制度のほか、確定拠出年金制度を採用しております。

なお、当社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

#### 2. 簡便法を適用した確定給付制度

(1) 簡便法を採用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

(単位:千円)

	第44期 (自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)	第45期 (自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)
退職給付引当金の期首残高	1,459,244	1,546,322
退職給付費用	162,311	149,442
退職給付の支払額	75,233	213,264

退職給付引当金の期末残高	1,546,322	1,482,500
--------------	-----------	-----------

## (2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(単位：千円)

	第44期 (平成28年3月31日)	第45期 (平成29年3月31日)
積立型制度の退職給付債務	-	-
年金資産	-	-
	-	-
非積立型制度の退職給付債務	1,546,322	1,482,500
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,546,322	1,482,500
退職給付引当金	1,546,322	1,482,500
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,546,322	1,482,500

## (3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 第44期 162,311千円 第45期 149,442千円

## 3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、第44期は64,573千円、第45期は68,183千円であります。

## (税効果会計関係)

## 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：千円)

	第44期 (平成28年3月31日)	第45期 (平成29年3月31日)
(1) 流動資産		
繰延税金資産		
未払事業税	119,355	12,099
賞与引当金	462,282	386,089
社会保険料	31,640	29,075
未払事業所税	4,486	4,693
その他	26,929	21,191
繰延税金資産合計	644,694	453,148
繰延税金負債		
その他	-	5,496
繰延税金負債合計	-	5,496
繰延税金資産の純額	644,694	447,651
(2) 固定資産		
繰延税金資産		
退職給付引当金	473,920	454,152
投資有価証券	67,546	67,546
ゴルフ会員権	11,000	11,000
役員退職慰労引当金	30,899	28,748
その他	63,787	57,051
繰延税金資産小計	647,154	618,499
評価性引当額	78,546	78,546
繰延税金資産合計	568,607	539,952

繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	11,996	16,734
繰延税金負債合計	11,996	16,734
繰延税金資産の純額	556,611	523,217

## 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	第44期 (平成28年3月31日)	第45期 (平成29年3月31日)
法定実効税率	33.10%	-
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.47%	-
住民税均等割等	0.04%	-
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	0.95%	-
特定外国子会社等留保課税	0.31%	-
税額控除	0.46%	-
その他	0.46%	-
税効果会計適用後の法人税等の負担率	34.87%	-

(注) 第45期は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下にあたるため注記を省略しております。

## (セグメント情報等)

## セグメント情報

## 1. 報告セグメントの概要

当社は、「投資・金融サービス業」の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

## 関連情報

第44期（自平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

## 1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	投資信託委託業	投資一任業務	その他	合計
外部顧客からの営業収益	33,183,045	4,608,029	45,653	37,836,728

## 2. 地域ごとの情報

## (1) 営業収益

本邦の顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため記載を省略しております。

## (2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

## 3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益10%以上を占める相手先がないため、記載は省略しております。

## 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

## 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

## 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

第45期（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	投資信託委託業	投資一任業務	その他	合計
外部顧客からの営業収益	28,124,470	4,371,647	64,558	32,560,677

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益10%以上を占める相手先がないため、記載は省略しております。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

(関連当事者との取引)

第44期（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金 (億円)	事業の 内容又は 職業	議決権 等の所有 割合	関連当事 者 との関係	取引の内 容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
その他の 関係 会社の 子会社	大和証券株式 会社	東京 都 千代 田区	1,000	証券業	-	当社投資信 託に係る事 務代行の委 託等	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払 1	5,745,272	未払 手数料	451,175
その他 の関係 会社の 子会社	株式 会社 三井 住友 銀行	東京 都 千代 田区	17,709	銀行業	-	当社投資信 託に係る事 務代行の委 託等	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払 1	2,730,584	未払 手数料	436,102

取引条件及び取引条件の決定方針等

- 1 投資信託に係る事務代 hands 手数料については、商品性格等を勘案し総合的に決定しております。
- 2 上記金額の内、取引金額には消費税が含まれておらず、期末残高には消費税が含まれています。

第45期（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金 (億円)	事業の 内容又は 職業	議決権 等の所有 割合	関連当事 者との関係	取引の内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
その他の関係会社の子会社	大和証券株式会社	東京都千代田区	1,000	証券業	-	当社投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払 1	4,766,199	未払手数料	406,661
その他の関係会社の子会社	株式会社三井住友銀行	東京都千代田区	17,709	銀行業	-	当社投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払 1	2,372,960	未払手数料	377,341

## 取引条件及び取引条件の決定方針等

- 1 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性格等を勘案し総合的に決定しております。
- 2 上記金額の内、取引金額には消費税が含まれておらず、期末残高には消費税が含まれています。

## (1株当たり情報)

	第44期 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	第45期 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
1株当たり純資産額	7,184円92銭	7,724円34銭
1株当たり当期純利益金額	1,436円10銭	1,254円63銭

(注) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

1株当たりの当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第44期 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	第45期 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
当期純利益(千円)	5,528,988	4,830,321
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益(千円)	5,528,988	4,830,321
普通株式の期中平均株式数(千株)	3,850	3,850

## (重要な後発事象)

該当事項はありません。

## 4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)および(5)において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記(3)および(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

## 5【その他】

- (1) 定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項  
当社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。
- (2) 訴訟事件その他重要事項  
委託会社およびファンドに重要な影響を与えると予想される訴訟事件等は発生していません。  
委託会社の営業年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとし、営業年度末に決算を行います。

## 第2【その他の関係法人の概況】

### 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

#### (1) 受託会社

名称	資本金の額（百万円） 平成29年3月末現在	事業の内容
株式会社りそな銀行	279,928	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

<参考：再信託受託会社（日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）の概要>

- ・ 資本金：51,000百万円（平成29年3月末現在）
- ・ 事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。
- ・ 再信託の目的：原信託契約にかかる信託事務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託会社（日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産の全てを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

#### (2) 販売会社

名称	資本金の額（百万円） 平成29年3月末現在	事業の内容

大和証券株式会社	100,000	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
----------	---------	-------------------------------

## 2【関係業務の概要】

### (1)受託会社

ファンドの受託会社として、信託財産に属する有価証券の保管・管理・計算等およびその信託事務処理の一部の委託等を行います。

### (2)販売会社

日本におけるファンドの募集・販売業務、解約金・償還金、収益分配金の支払い等に関する事務等を行います。

## 3【資本関係】

大和証券株式会社の親会社である株式会社大和証券グループ本社は、ファンドの受益権の発行会社である大和住銀投信投資顧問株式会社の44.0%の株式を保有しています。

## 第3【その他】

### 1 目論見書の表紙から本文の前までおよび裏表紙の記載について

- (1)「金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書である。」旨を記載することがあります。
- (2)委託会社の金融商品取引業者登録番号を記載することがあります。
- (3)委託会社のインターネットホームページのアドレスおよび他のインターネットのアドレス(これらのアドレスをコード化した図形等も含む)ならびに電話番号および受付時間等を記載することがあります。
- (4)請求目論見書の入手方法および投資信託約款が請求目論見書に掲載されている旨を記載することがあります。
- (5)目論見書の使用開始日を記載することがあります。
- (6)投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨を記載することがあります。
- (7)請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨および当該請求を行った場合にはその旨の記録をしておくべきである旨を記載することがあります。
- (8)「ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。」との趣旨を示す記載をすることがあります。
- (9)当ファンドのロゴおよび委託会社のロゴを記載することがあります。
- (10)ファンドの形態等を表示する文言を記載することがあります。
- (11)図案を採用することがあります。また、ファンドの管理番号等を記載することがあります。

2 目論見書は電子媒体として使用される他、インターネット等に掲載されることがあります。

3 当ファンドの投資信託約款の全文を請求目論見書に掲載することがあります。

4 目論見書は、目論見書の別称として「投資信託説明書(交付目論見書)」または「投資信託説明書(請求目論見書)」と称して使用することがあります。





**独立監査人の監査報告書**

平成29年6月9日

大和住銀投信投資顧問株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 飯田 浩 司 印指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 梅 津 広 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている大和住銀投信投資顧問株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第45期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

**財務諸表に対する経営者の責任**

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

**監査人の責任**

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

**監査意見**

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大和住銀投信投資顧問株式会社の平成29年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

**利害関係**

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注1) 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注2) XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

**独立監査人の監査報告書**

平成29年7月21日

大和住銀投信投資顧問株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 飯田 浩司 印指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 梅津 広 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている大和住銀ノロンビア米国株リバーサル戦略ファンド Aコース（ダイワ投資一任専用）の平成28年9月26日から平成29年6月15日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

**財務諸表に対する経営者の責任**

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

**監査人の責任**

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

**監査意見**

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大和住銀ノロンビア米国株リバーサル戦略ファンド Aコース（ダイワ投資一任専用）の平成29年6月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

**利害関係**

大和住銀投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注1) 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注2) XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

**独立監査人の監査報告書**

平成29年7月21日

大和住銀投信投資顧問株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 飯田 浩司 印指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 梅津 広 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている大和住銀ノロンビア米国株リバーサル戦略ファンド Bコース（ダイワ投資一任専用）の平成28年9月26日から平成29年6月15日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

**財務諸表に対する経営者の責任**

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

**監査人の責任**

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

**監査意見**

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大和住銀ノロンビア米国株リバーサル戦略ファンド Bコース（ダイワ投資一任専用）の平成29年6月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

**利害関係**

大和住銀投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注1) 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注2) XBRLデータは監査の対象には含まれていません。